

近世日本における『牧民忠告』の受容と展開

——朝鮮・密陽本の影響を探る——

小川 和也

はじめに

冷戦は、グローバルな国家間対立であった。冷戦崩壊後、世界構造は大きく変動し、トランスナショナルな市場経済やIT化の波は国家の役割を相対化している。また、西欧型の国民国家をモデルにした主権国家システムの限界が指摘されて久しい。にもかかわらず、国家は意外な生命力をみせている。それはなぜなのか。

国家が一方的に民衆を取り込み、支配するだけであるならば、国家は不必要である。石井紫郎は、われわれが国家に支配されながら、国家を利用するような関係を「国家生活 Staatsleben」⁽¹⁾と呼んでいる。国家には民衆の動

向を反映し、民衆が国家を利用している側面も存在する。現在のわれわれにとって身近なところでは、医療・福祉・年金など個人が国家システムを利用して生活を送っているのである。われわれは、国家とどう向き合うべきなのか。いま改めて、国家とは何かを問う必要があるように思われる。

筆者は、こうした問題関心をもちつつ、近世日本の国家思想を追究してきた⁽²⁾。では、近世日本の国家思想とは何か。かつての思想史研究では、それを儒学思想に求めた。研究対象は伊藤仁斎、荻生徂徠などの思想家の著作である。しかし、「国家」とはなによりもまず、国家権力機構を指す概念である⁽³⁾。したがって、近世日本の幕藩制国家思想も思想家ではなく、公儀権力、つまり、支

配者である領主層の思想に求められるべきである。

しかしながら、国家の統治領域には、被治者である民衆が存在する。国家思想は治者の力によって一方的に作り出されるのではなく、被治者の同意を得る必要がある。

つまり、国家思想とは権力支配層のみならず、民衆に広がり社会を覆うものであり、空気のように自然物と化して、社会通念化したとき最もよく機能する。

近世国家の基幹は年貢徴収にあり、国家思想は領主と民衆間の関係性・関係意識のうえに紡ぎ出される。この観点から近世国家思想を追究したのが、一九七〇年代に登場した「仁政イデオロギー」論である⁽⁴⁾。領主と民衆間の「合意」形成は、慈悲深い領主による「御救」によってなされた。それが「仁政」であり、近世国家思想の支柱は「仁政」思想に求められる。この研究は画期的であったが、その後あまり進展を見せなかった。なぜなら、従来のテキスト分析に頼る方法では、思想が社会といかに関係し、影響を与えるのか、そのダイナミックな歴史過程が掴みにくかったからである。

この隘路を突破したのが、一九九〇年代に登場した書物研究である⁽⁵⁾。この方法は、書物を史料として、ある時

代の知的環境（歴史的被拘束性）を明らかにし、人々がいかに主体形成を遂げていくか、そして、その知的営為がいかに社会に影響を与えるのかを探るもので、旧来の近世思想史像を大きく塗り替えた。

戦後思想史研究は、長い間、儒学と近世国家の適合・不適合論争を巡って推移してきた。論争自体は、不適合論で決着したが、では、何が近世国家思想であったのか。

その一つの回答が、若尾政希の軍書『太平記評判秘伝理尽鈔』（以下『理尽鈔』）研究によって示されている⁽⁶⁾。『理尽鈔』は始め秘伝とされていたが、後に刊行され、また、

『『太平記』読み』と呼ばれる講釈師を媒介にして、領主層から民衆まで普及し、近世社会を覆い、「政治常識」を形成する……ここに、新たな近世国家・政治思想像が提示されている。しかし、それは中後期以降行き詰まるといふ⁽⁷⁾。とすれば、何が『理尽鈔』に取って代わるのか。領主が読んだ書物は膨大に残されており、考察すべき対象は無数に残されている。本稿では、『牧民忠告』を取り上げ、近世領主思想に与えた影響と、「政治文化」⁽⁸⁾との関連を探る。

1 『牧民忠告』とは何か

近世国家の思想的支柱である「仁政イデオロギー」とは、領主が民衆の生産活動に依拠しているにもかかわらず、民衆が領主から夫食貸などの「御救」を受け、百姓として成立していると感じる逆立ちした意識、「転倒した意識の体系」⁽⁹⁾を意味している。これは民衆側の意識であるが、これに対応する国家権力、すなわち領主側の意識はどのようなものか。

筆者はもともと、譜代牧野家・越後長岡藩をフィールドに、藩政思想を研究してきた。そして、藩政の画期である一八世紀後半の宝暦〜寛政期の藩政改革をテーマに、藩家老・山本老迂斎、藩儒・高野余慶、藩校都督・秋山景山らの思想を追究した。その作業のなかで、天明饑饉という危機に臨んで、老迂斎が『救荒余談』という農書の抜き書きと、『和語牧民忠告』という民政書を書き、それを藩に普及させることで藩政改革を目論んでいたことを突き止めた。

長岡藩の藩政改革は藩家老の読書と書物によって推進

された。そして、まったく同じ時期に、尾張名古屋藩でも『牧民忠告解』という訳註書が板行されている。『和語牧民忠告』『牧民忠告解』は、ともに藩権力による「藩板」である。これは、単なる偶然なのか……。さらに掘り進めると、領主の『牧民忠告』への注目は近世前期に遡り、また、幕末には類書『牧民心鑑』の翻刻書・訳註書が板行され、急速に普及していることを知った。

近世国家思想である「仁政」思想と関連して、極めて興味深いのは書名の「牧民」という言葉である。「牧民」とは「民」を「牧」^{やしな}うということを意味している。これは、民衆の年貢により国家経営を行う領主権力が、逆に民衆を「牧」^{やしな}っているという意識が反映したものであるのか。つまり、為政者の側の「転倒した意識」が如実に浮き出たものではないか。

だが、国家思想は社会に広く普及したものでなければならぬ。それならば、「牧民」という語はどうであったのか。この点に関して興味深いエピソードがあるので紹介しよう。

戦後に東京大学の総長となり、吉田茂との「曲学阿世」問題で知られる南原繁は、明治期の一八八九年、香川県

に生まれた。一高から東大へ進み、高等文官試験にパスし国家官僚として内務省に勤務、一九一七年、富山県射水郡に郡長として赴任した。¹⁰⁾ 南原は、戦後、丸山眞男のインタビューに答えて、当時、郡長のことを「牧民官」と呼んでいたと述懐している。つまり、南原は学者となる以前、「牧民官」であった経験をもつ。南原は、さらに丸山から「徳川時代の牧民官のような考え方」で民政をしたのかと問われ、「徳川時代にあつたんですか……牧民という言葉」、そして「西洋の言葉ではないか」と応えている。南原は「牧民」という語は近世日本に存在せず、明治維新後、近代になつて西洋から輸入されたものではないか、と述べているのである。¹¹⁾

『牧民忠告』と類書『牧民心鑑』の関連本は幕末に、「牧民之書」と呼ばれるようになる。¹²⁾ 筆者はこれに『牧民後判』『牧民後判国字解』などを併せて「牧民之書」と呼ぶことにしたい。本稿末の附表「牧民之書」データベースは、日本における「牧民之書」の諸本の一覧表である。『牧民忠告』は漢籍であるが、近世前期に写本が存在し、また翻刻されている。そして、近世中後期に『吏民秘要諺解』『牧民忠告俚諺鈔』『和語牧民忠告』『牧民忠告解』な

どの訳註書、『三事忠告』という幕府の官板が刊行され、また、寛政一年（一七九九）年に類書『牧民心鑑』の官板、幕末には『牧民心鑑訳解』『牧民心鑑解』という訳註書が刊行され、これらは広く分布している。つまり、南原にとつて、一見モダンで西洋的にみえた「牧民」という言葉は、「牧民之書」を媒介に近世社会に普及していたのである。

「牧民」は、領主側の「仁政」思想を反映した言葉である。そして『牧民忠告』の「忠告」とは、民衆と直に接する牧民官に対して、心を尽くして民政のあり方を説く、という意味である。『牧民心鑑』も、同様に、牧民官の「心」の「鑑」として書かれた書物である。牧民官は、民衆と接する領主層の最前線に立つ官吏である。つまり、「牧民之書」こそは、領主が民衆とどのような関係を取り結ぼうとしたのかを、民政という場において具体的に示した書物なのである。

本稿では、「牧民之書」のうち、『牧民忠告』を取り上げ、朝鮮半島の密陽で板行された『牧民忠告』が近世日本において、どのような影響をあたえたのかを探る。『牧民忠告』の先行研究は管見では、古林森廣「元代の官箴

書『牧民忠告』について⁽¹³⁾」が唯一である。ただし、これは中国における『牧民忠告』の研究であり、近世日本における『牧民忠告』の研究は、筆者の拙い論考の他、これまで存在しなかった。

考察に入る前に、『牧民忠告』という書物に関して簡単に触れておきたい。著者は、張養浩。字は希孟、諡は文忠。山東濟南の出身で、斉東野人と号す。希孟とは、孟子を希^{こいねが}うという意味で、孟子の徒とされる。生年は、宋末の一二六九年。元代に科挙制度が再開され、養浩は科挙により官吏となり、堂邑県の県令を務める。以後、御史（監察御史）、参議中書省事などを歴任。やがて、西台中丞となる。鐵失・鐵木兒らによる英宗帝の暗殺、すなわち、南坡の乱（一二三二）が勃発すると、養浩は人倫の順逆の乱れを憤り一時下野する。天曆年間（一二三二八〜三〇）に、西台地方（四川・陝西・雲南・甘肅地方）に干魃による大飢饉が起こると、現地へ赴き、飢民救済に尽力。その最中、病を得て死亡した。没年は一二三九年で、享年六〇。

『牧民忠告』の成立年は未詳であるが初刊本と推定されるものには、彭炳の序があり、それは「後至元四年五

月」、すなわち、一三三八年となっている。内容は、養浩が、牧民官、特に県令と県衙の吏員に告げた民政指導書で、牧民官に任命されて現地に赴いてから、後任の牧民官との交代に至るまでの任期にどのようにな民政を行うべきかが論じられている。上下二巻、全一〇篇から成り、上巻は、「拜命」「上任」「聴訟」「御下」「宣化」の五篇、下巻は、「慎獄」「救荒」「事長」「受代」「閑居」の五篇で構成されている。

さて、いったい『牧民忠告』は近世日本でどのように受容され、展開したのか、それを探っていきたい。

2 中国本と密陽本

『牧民忠告』が、いつごろ日本に渡来したのか明らかではない。現在、確認している最も古い受容例は写本で、国立公文書館・内閣文庫所蔵の林羅山によるものである（以下、羅山本）。

羅山本は、全三〇丁。「林氏藏書」という林家の印と「江雲渭樹」という羅山の印、昌平坂学問所の印が押してある。謄写年は未詳である。羅山年譜⁽¹⁴⁾に、慶長九年（一六

○四) までに羅山が読破した「既読書目」が挙げられている。書目の数は四四〇部あり、羅山の博覧強記ぶりが窺えるものだが、そのなかに朱逢吉の『牧民心鑑』がみえる。『牧民心鑑』には周子治の序があり、そこには、「元故西台中丞濟南・張文忠(養浩)公嘗為『牧民忠告』等書以行於世。君子俾之。吾友前湖広憲僉携李朱君。復為『牧民心鑑』一編⁽¹⁵⁾」と書かれている。したがって、羅山は少なくとも慶長九年の時点で『牧民忠告』の存在を知っていたことになる。羅山の生没年は、天正十一年(一五八三)〜明暦三年(一六五七)で、羅山本は遅くとも、明暦三年までに謄写されたものといえる。

羅山の写本の書き出しをみてみよう。それは、「牧民忠告一十篇故西台中丞張希孟之所^テ作^テ以^テ告^ル司^牧者^ノ牧民之道也……」という彭炳による序から始まっている。炳は元代・崇安の人。經学に高い関心を持ち、詩文が巧みで『元亮集』を選んでいる。元亮とは、炳の字である。炳の序の詳しい内容については、後で改めて論じるところで、ここでは、『牧民忠告』の成立過程に関して重要な点に触れる。

炳は「余雖^レ不^レ識^シ希孟、余知^シ希孟之為^シ仁義之人^ニ」

と述べている。つまり、『牧民忠告』の作者・養浩の人となりは聞いていたが、直接の面識はなかった。では、炳は誰から序の執筆を依頼されたのか。それは、鄒從吉^{すしゅうき}という人物である。從吉は崇安^{すうあん}県の県令、すなわち、牧民官である。從吉が『牧民忠告』を得て、崇安県で実践したところ、県内は大いに治まった。そこで、從吉は、「愚不^レ敢^レ独有^シ其忠告、願^シ刻^シ而博^シ之^ニ」⁽¹⁶⁾と思ひ立ち、炳に対して「子其為序^レ之^ニ」と序を依頼した。

從吉が崇安県で参照にした『牧民忠告』は刊本ではなく、写本であった。從吉はそれを「刻^ス」する、すなわち、板に刻んで刊行し、世に流布しようとした。そして、炳の序を得て、『牧民忠告』は刊行された。作者・張養浩の没年は一三二九年、炳の序は一三三八年で、最古の『牧民忠告』刊本は、養浩の死から九年後、順宗皇帝の元代に成立したことになる。

その後、改めて開板された『牧民忠告』は炳の序に加えて、「密陽」の教授・文^{ぶん}と通訓大夫府使・金克一の跋がそえられている。これは、いつ誰が開板したものなのだろうか。密陽とは地名である。山鹿素行研究家の廣瀬豊は、素行の『牧民忠告諺解』のなかで、「密県か、今

河南省に属す」と註を付けている。⁽¹⁶⁾つまり、廣瀬は、新板本も中国大陸の「密県」で刊行されたものではないかと解釈して、このような註をつけているわけだが、これは誤りである。これは、朝鮮半島の慶尚南道の密陽である。⁽¹⁷⁾

なぜ、『牧民忠告』が朝鮮半島に渡り、密陽で開板されることになったのか。この経緯は、文藝と金克一の跋から明らかになる。密陽開板以前、「戊申冬、晋陽牧伯驪與閔公璿、始得其書刊于晋陽⁽¹⁸⁾」、すなわち、洪武元年（一三六八）、「晋陽」において開板されたという。この晋陽とはどこか。晋陽といえば、帝堯により都とされ、のち、唐の高宗が晋陽に兵を起こして天下を平定したことから、中国大陸の太原郡の晋陽が想起される。だが、これは、朝鮮半島の晋陽で、現在の晋州市・晋陽郡を指している。つまり、すでに一四世紀後半には朝鮮半島で開板されていたのである。

では、晋陽における開板者は誰か。右のように翻刻本や訳註書に「晋陽牧伯驪與閔公璿」と記されているが、この箇所には誤りがある。それは「與」という文字である。この間違いは、日本に渡来した刊本の誤記と推測さ

れ、翻刻・訳註書などにおいて、幕末に至るまで訂正されていない。

ただ一字違いのようにみえるが、これは解釈・訳註に意外に大きな影響を及ぼしている。「與」||「与」は読み下しでは「と」(and)である。したがって、例えば、山鹿素行の『牧民忠告諺解』の訳では、「晋陽の牧伯驪と閔公璿と、始めて此の書を得て、晋陽に刊^ける」と読み下している。また、例えば、樋口好古の『牧民忠告解』でも、「晋陽ノ牧伯驪與^二閔公璿^一始^テ得^テ其書^ヲ刊^ス晋陽^ニ」と訓点を振っている。つまり、「牧伯驪」は人名であり、閔璿^{びんせん}という人物と二人で『牧民忠告』を刊行したという解釈になる。実は、かくいふ筆者も、これらのように解釈していた。

内閣文庫所蔵の林鶯峰による『牧民忠告諺解』は、至るところに推敲の跡がある自筆草稿である。鶯峰も、始め「晋陽ノ守護タリシ伯驪ト云シ人……」と解釈している。つまり、「伯驪」を人名としている。ところが、推敲の際、その解釈に違和感を感じたのであろう。鶯峰はこの箇所に線を引いて消したあと、「守護驪與ノ閔公璿」と書き直している。つまり、「牧伯驪」を人名とせず、「牧

伯」と「驪興」とわけて、「牧伯」を「守護」のような役職名、「驪興」を本貫として捉え直しているのである。守護とは律令制のもとで、地方に派遣される統治者である。通例、「牧伯」とは太守・刺史のことで、州牧・方伯の二つを指す。日本では、『日本外史』などで大名を指して用いることが多い。本貫とは、律令制における本籍地のことである。朝鮮半島では、単なる出身地ではなく、その姓の発祥の地として、アイデンティティの拠点となっている。鶯峰は、『牧民忠告』が「驪興」を本貫とする閔瑤という牧民官によって刊行された、と改めたのである。

結論からいえば、鶯峰の推敲後の解釈が正しい。ただし、正確には、「驪興」ではなく「驪興^{よふん}」である。つまり、朝鮮で最初に刊行したのは、晋陽の牧伯で、驪興を本貫とする閔瑤である。驪興は韓国京畿道南東部にある驪州である。ソウルの東南六〇キロほどで、漢江中流域を占める。本貫は金・朴・李など姓によっては複数の地があることが多いが、閔氏の本貫は驪興のみである。これを「興」としたために、訳註に混乱が生じた。

彭炳の序をもつ『牧民忠告』は成立後、ほどなく朝鮮半島に渡り、炳の序から二〇年後の一三六八年に、晋陽

の牧民官・閔瑤によって開板された。しかし、それは「経^レ賊焰、遂為^レ煨燼」、やがて戦乱に遭い灰燼に帰してしまつたという。戦火を逃れた晋陽版の『牧民忠告』を密陽府の検使・李慎が発見し、文藝の跋を付して開板した。それは、洪武三十一年（二三九八）のことであつた。

ところが、金克一の跋によれば、李慎による最初の密陽版も、「板本散逸幾百年」、再び散逸してしまつて久しい。そこで、監司・愈泓^{ユホン}（俞泓とも）は、「李公之志」、李の遺志を無にすることのないようにと刊行を思い立つたという。そこで改めて、金克一の跋を付して万曆六年（一五七八）に密陽で再び開板された。羅山の写本には、彭炳の序のみならず、文藝と金克一の序があり、この万曆六年の密陽版であつたことがわかる。

朝鮮半島に渡り、万曆六年に改めて密陽で開板された『牧民忠告』を密陽本と呼ぶことにしよう。密陽本の最大の特徴は、彭炳の序、文藝・金克一の跋が付されていることである。

『牧民忠告』には、密陽本とは別にもう一系統存在する。それは、『牧民忠告』の著者・張養浩の他の二書『風憲忠告』『廟堂忠告』と合わせて、『三事忠告』あるいは

『為政忠告』として流布されている書物である。この本には、彭炳の序は存在せず、貢師泰によって書かれた、元代末の「至正一五年」（二三五五）の序がある。⁽¹⁹⁾ 師泰は福建省の監察官であった。『三事忠告』『為政忠告』ともに、中国で刊行され普及するので、中国本と呼ぶことにしよう。

中国本『三事忠告』『為政忠告』は両書とも明代に成立した。まず、洪武三二年（一三八九）に『為政忠告』と題して板行。その後、宣徳六年（一四三二）河南府長官の李驥によって『三事忠告』と題し刊行されている。⁽²⁰⁾ 師泰の序には、「遂請刻此書於諸學宮以規中夫牧民者」とあり、『牧民忠告』を板刻し、「牧民者」に配布する意図であったことがわかる。一方、『風憲忠告』は、憲司（司法官）に告げる本であり、『廟堂忠告』は主に宰相に告げる本で、中央政府・官庁に向けて書かれたものである。なお、『三事忠告』は巻末に李驥の後序と、鄭瑛の跋を添える。

中国本は、『風憲忠告』『廟堂忠告』と必ずセットで合冊されている。これに対して、密陽本は、『牧民忠告』のみが単独で流布しているのが特徴である。現在、密陽本

以前の鄒從吉・李慎・閔璿が開板した『牧民忠告』は発見されておらず、また、最古の羅山の写本が密陽本であることから、密陽本以前の『牧民忠告』は日本に渡来しなかったものと仮定しておく。

『牧民忠告』の研究や現代語訳本では、中国本をテキストとしており、密陽本はその存在すら知られていないようであるが、近世において圧倒的な影響力をもったのは中国本と密陽本のどちらなのであろうか。

3 近世における『牧民忠告』の受容と展開

再び、羅山本をみてみよう。この本には、密陽本の特徴である彭炳序、文斐と金克一跋が謄写されている。つまり、現在のところ最古の写本は密陽本を原本としていることがわかる。⁽²¹⁾

羅山本と同様に、近世の早い時期の写本は、松平忠房の蔵書印がある島原市立図書館松平文庫のものである（以下、島原松平本）。忠房は、寛永一四年（一六三七）の島原の乱から三〇年ほど後、寛文九年（一六六九）に島原藩主となった。島原松平本には、「尚舎源忠房文庫」と

いう忠房の蔵書印が押されている。詳しい謄写年はわからないが、忠房の生没年は元和五年（一六一九）〜元禄一三年（一七〇〇）で、一七世紀後半のものとの推測される。この写本も、彭炳・文娶・金克一の序跋を備えており、密陽本を写本したものである。

写本ではなく、類書・訳註書として最も古いのは、伊勢桑名藩主・松平定綱の『牧民後判』である。定綱は、文禄元年（一五九二）、松平定勝の三男として江戸の田安で生まれた。⁽²²⁾ 定勝は、家康の生母・於大（伝通院）と久松俊勝の子であり、家康の異父弟である。したがって、定綱はいわゆる「久松松平」の家系で、家康の甥にあたる。兄弟に、伊予松山藩主の定行、三河刈谷藩主の定政らがいる。久松松平家は、江戸城の殿席が譜代大名並の帝鑑間詰めでありながら、徳川の外戚として水野・増山家とともに一門並に扱われており、一門と譜代の中間的な大名として位置づけられている。⁽²³⁾

定綱が慶安二年（一六四九）に書いたのが、『牧民後判』である。定綱の自序によれば、『牧民後判』は日本版『牧民忠告』として書いたものだという。自序には、「高唐鄒從吉得_レ故西台中丞張希孟告_三司牧_二之書_一、感悅而_レ拔_レ之崇

邑大治」とある。密陽本の彭炳序にも、「高唐鄒從吉為_三宗安令_一、得_レ其書_一推行之_二、崇邑大治_一」とあり、語句の一致箇所がある。この語句は中国本にはない。つまり、定綱は密陽本を参照しながら、『牧民後判』を書いたのである。

『牧民後判』の翌年、慶安三年に成立したのは、山鹿素行の『牧民忠告諺解』である。素行本は、彭炳・文娶・金克一の序跋が具わっており、密陽本をテキストとした訳註書である。素行本は、幕府勘定奉行・曾根源吾左衛門からの依頼により成った書物である。源吾左衛門は、寛永大飢饉のとき、「飢餓奉行」の一人となり饑饉対策を指揮し、幕藩制国家の民政担当官として活躍した人物である。素行は、源吾左衛門が「熟此書、且求諺解於予」、つまり、『牧民忠告』を熟読しており、その訳註を求めたことと述べている。素行本が密陽本をテキストにしていることから、依頼主である源吾左衛門が精読していた『牧民忠告』も、密陽本と推測される。

次の訳註書は、林鶯峰の『牧民忠告諺解』である。鶯峰は羅山の第三子である。羅山・鶯峰の二代にわたる『本朝通鑑』の編纂事業に尽力した。生没年は、元和四年（一

六一八) く延宝七年(一六八〇)。「牧民忠告諺解」は、最晩年の延宝七年に成立した。鷲峰本も彭炳序、文斐・金克一跋があり、密陽本がテキストとなっている。

この本も素行本同様、領主権力からの依頼によつて書かれたもので、依頼主は堀田正俊である。訳註を依頼したとき、正俊は四代將軍・家綱政権下で、老中を務めていたが、翌年、家綱は死去する。その後、正俊は、五代將軍・綱吉政権において大老となり、「天和の治」を指揮する。このとき、幕領の牧民官、すなわち、代官に向けて出された触書、「民は国之本」条目により農政は転換をとげ、代官の行政官僚化が加速する。この条目の思想的な背景にあるのが、鷲峰本であり、密陽本は訳註と堀田正俊を通じて近世社会に大きな影響を与えたことになる。⁽²⁵⁾

『牧民忠告』の訳註書として、最初に刊行されたのは、指月堂という人物による『吏民秘要諺解』である。指月堂が何者なのか、伊予出身の「隠人」という以外、わかっていない。『吏民秘要諺解』は、元禄八年(一六九五)の指月堂の自序があり、元禄一〇年に刊行された。

『吏民秘要諺解』には、彭炳らの序跋がなく、一見し

たところ、密陽本か中国本か、どちらの『牧民忠告』を参照にしたのかわからない。しかしながら、序に「修己治人之道（ムルノ）織悉備具矣。是實（ト）牧民者之龜鑑也」とある。『牧民忠告』本文、および、中国本の序跋には「修己治人」というタームは存在しない。

だが、密陽本の文斐の跋をみると、「牧民一書、其於（ニ）修己治民之道、織悉備具、誠牧民者之規範也」とあり、また、金克一の跋には、「是書、脩己治人之道、織悉備具。誠牧民之龜鑑也」とある。つまり、密陽本の跋には、「吏民秘要諺解」の「修己治人」というタームが存在するのみならず、まったく同じ一文が存在する。このことから、『吏民秘要諺解』も密陽本をテキストしていたことがわかる。⁽²⁶⁾

指月堂の『牧民忠告俚諺鈔』は、享保五年(一七二〇)に後印本が刊行される。元禄一〇年の中野小左衛門の板をつかつて、刷つたものである。ただし、寛政年間には、板権は中野から風月堂に移つたようである。

一八世紀後半になると、画期的な訳註書が刊行される。天明期は、東北を中心に大規模な饑饉が襲つた。このとき、長岡藩では、『牧民忠告』の訳註書『和語牧民忠告』

を板行し、配布することで、饑饉を克服し、同時に、藩政改革を行おうとした。天明改革の指揮を執り、『和語牧民忠告』を著した人物は、藩家老・山本老迂斎である。老迂斎は、享保三年（一七一八）生まれ、寛政四年（一七九二）没。通称を勘右衛門といい、名を始め義豊、義方、のち、九代藩主・忠精ただよより片諱として「精」を賜り、精義と改めており、特に忠精と深い関係にあった。老迂斎は晩年の号で、青城とも号した。ちなみに、遙か後年、明治維新以降に、藩士・高野家から山本家の養子となり、山本家を継ぐのが、第二次大戦の際、連合艦隊司令長官となつた山本五十六である。

『和語牧民忠告』は、天明六年（一七八六）に越後三条の和泉屋文四郎という書肆によつて出版された。当時の藩主・牧野忠精の命令により、藩家老・老迂斎が筆を執り、藩内に配布する目的で板行されたという点、つまり、藩権力によつて板行された点で藩板といえる。『和語牧民忠告』は、訳註のみで、『牧民忠告』の序・跋、本文が存在しない。しかし、老迂斎の序に、郷従吉が出版を懇望したので、「ここに於て、彭炳これが為に序して、此書を世に推し行ふ」とある。彭炳の序があるのは密陽本

であり、長岡藩板『和語牧民忠告』も、密陽本をテキストにしていることがわかる。老迂斎は、割元・庄屋という郷村の村役人層を「同土」と呼び、彼らに『和語牧民忠告』を配布し、民政官吏として藩政改革の担い手にしようとして企図していた。

『和語牧民忠告』と同時期に板行されたのが、尾張藩の『牧民忠告解』である。尾張藩も長岡藩同様、天明饑饉をうけ、また、所付代官制を中心とする藩政改革の最中であつた。所付代官制とは、城下から郷村へ代官が出向き、郷村支配を行うのではなく、郷村に代官所を設け、そこに代官が常駐して、藩権力が郷村を直接支配する制度である。『牧民忠告解』はこの代官に向けて送り出された書物であり、尾張藩では代官こそが牧民官と目され、郷村掌握の指揮官としていた。

『牧民忠告解』の作成を推進したのは、藩政改革を指揮した司農府長・人見璣邑である。璣邑は大代官・樋口好古とその弟・杉浦邦古に『牧民忠告』の訳註を命じた。訳註は、天明六年に完成し、藩庫から出版助成金が出され、板行された。

『牧民忠告解』も藩政の藩権力によつて成立し、刊行

されたことから藩板といえる。尾張藩板『牧民忠告解』は、のち、尾張書肆・永楽屋東四郎に板権が移り、永楽屋の成長とともに全国的に普及する書物となる。『牧民忠告解』には、彭炳・文斐・金克一の序跋が掲載されており、密陽本をテキストとしていることが一目瞭然である。

また、訳註書・類書以外に、『牧民忠告』が受容された重要な例として、建部清庵の『民間備荒録』が挙げられる。『民間備荒録』は、一八世紀後半の宝暦饑饉の最中に書かれ、明和期に刊行され、以降、全国に普及する救荒書である。『民間備荒録』も密陽本をテキストとしているが、『民間備荒録』と『牧民忠告』との関係については、後に詳しく触れる。

以上のように、近世における類書・訳註書などは、すべて密陽本をテキストにしていた。中国本が板本として普及するのは一九世紀に入り、天保五年（一八三四）の幕府による官板『三事忠告』刊行以降のことである。この事實は、近世日本における『牧民忠告』の受容・展開において、圧倒的な影響力を与えたのが、密陽本であったということを物語っている。なぜ、密陽本がかくも影響力を持ったのか、次にその理由を考えたい。

4 書籍目録と尊経閣本

まず、最も古い受容例である羅山本を検討してみよう。なぜ、羅山は密陽本をテキストにしたのか。

羅山が朝鮮本で読んだ書物、あるいは、謄写した書物は、『牧民忠告』だけではない。⁽²⁷⁾ 例えば、内閣文庫所蔵の『困知記』『読書録』『北溪先生性理字義』『読書録並統』『近思錄集解』『論孟或問』『皇明理学名臣言行録』などは、明朝本ではなく、朝鮮本をテキストにしていることが確実視されている。また、例えば、羅山と藤原惺窩が朱子学と陽明学を巡り議論を闘わせた際、主題となったのが陳清蘭の陽明学排撃の書『学菴通弁』^{がくほうつうべん}であるが、羅山が愛読していた『学菴通弁』は朝鮮本であった。⁽²⁸⁾ 羅山の思想形成において、朝鮮刊本は非常に重要な役割を果たしたのである。

いかにして、羅山は朝鮮本に接することになったのだろうか。

羅山が家康に初めて見えた^{まみ}のは、慶長一〇年（一六〇五）、京都の二条城においてである。⁽²⁹⁾ このころ家康は、

京都・伏見・駿河を頻りに往復していた。以後、羅山は家康に急接近し、翌年、伏見城中において、家康所蔵の貴重書を閲覧することが許されている。そして、羅山は家康に仕え家康の居城・駿府に赴き、慶長一六年（一六一一）に、「掌御書庫管鑰、縦観（文字）官本」ということになった。「御書庫」とは、家康が収集した書物を蔵した駿河文庫のことで、「管鑰（かんやく）」とはカギのことである。つまり、羅山は駿河文庫のカギを預かり、文庫の書物を自由に観られるようになった。

これら、家康の蔵書には、多くの朝鮮本が含まれていたが、それはなぜか。日本に朝鮮本が大量にもたらされたのは、「文祿慶長の役」、すなわち、一五九二年と一五九七年の豊臣秀吉の朝鮮侵出による。家康の蔵書の朝鮮本の多くは、この戦によって日本に舶載されてきたものと推測される。朝鮮で密陽本が開板されたのは、一五七八年である。したがって、密陽本『牧民忠告』が秀吉の朝鮮侵出の際に日本にもたらされたとしても不思議ではない。羅山が密陽本を謄写した一つの可能性として、駿河文庫の管理をしていた時期がクローズ・アップされる。駿河文庫は元和二年（一六一六）、家康の死後、解体され、

尾張・紀伊・水戸にそれぞれ五・五・三の割合で分配される。家康の遺命により、その分配の任に当たったのは羅山であった。

次に、密陽本を翻刻した刊本はいつごろ流布し始めるのかを探りたい。最も古い翻刻本と思しきものはいくつか見ているが、出版年を記した刊記がなく決定的なことはつかめない。⁽³¹⁾そこで、書籍目録をみてみよう。

近世は書物の時代である。寛永期以降、大量の書物が刷られ、また、売られるようになった状況を踏まえて、「私家版を除く坊刻本（書店出版物）をほど網羅した書籍目録が寛文頃から書林手で編纂され、享和に至る約五十年間に亘って引き続き出版された」もので、「現代の出版年鑑とか出版総目録」に類するものとされている。⁽³²⁾

現在、最も古い書籍目録は、寛文一〇年（一六七〇）の西村又右衛門・又左衛門による『増補出版目録』である。表1をみると、そこに『牧民忠告』が載せられており、以降、正徳五年（一七一五）の増収版まで、『牧民忠告』が掲載されている。これによって寛文一〇年までには、『牧民忠告』が翻刻されていたことがわかる。書籍目録における分類では、「儒書」の部に入れられてい

表2 近世前期の書籍目録にみる『牧民忠告』

番号	書籍目録名	刊行年	発行者	記載内容	分類・その他備考
1	増補書籍目録	寛文10(1670)	江戸本町三丁目・西村又右衛門／京寺町誓願寺前・西村又左衛門	一冊 牧民忠告	分類は「儒書」のうち「古事」。掲載の丁前後の書目は、無冤録・荒政要覧・草木子・古今類書纂用など。
2	増補書籍目録	寛文11(1671)	寺町通二條上ル町・山田市郎兵衛	牧民忠告 一	分類は「儒書」のうち「古事」。掲載の丁前後の書目は、無冤録・荒政要覧・草木子・古今類書纂用など。
3	古今書籍題林	延宝3(1675)	西村市良右門(右衛門)	一 牧民忠告	分類は「故事」。『儒書并経書』の項目とは別に「故事」で一項目をなしている。掲載の丁前後の書目は、皇朝類苑・棠陰秘事・無冤録などであり、3、4の目録とは差異がある。
4	広益書籍目録	元禄5(1692)	永田調兵衛／西村市郎右衛門／坂上勝兵衛／八尾市兵衛	一 牧民忠告	分類・掲載書目同上。
5	新版増補書籍目録	元禄12(1699)	洛陽書林／永田調兵衛／西村市郎右衛門／八尾市兵衛	一 牧民忠告	分類・掲載書目同上。
6	新補書籍目録	延宝3(1675)	江城下之書林	一 牧民忠告 張養浩	分類「いろは順」に「儒書」「医書」「仮名」などのジャンルを配列。掲載箇所は「ほ 儒書」。掲載の丁前後の書目は、北溪含毫・望海録・保曆間記・北条盛衰記・保元平治・同仮名・同大全・北条九代記などで、軍書などが混ざっている。
7	書籍目録大全	天和元(1681)	日本橋南一丁目左内町・山田喜兵衛	一 牧民忠告 張養浩 式弔五分	分類・掲載書目同上。値段が記されている点の特徴。値段は上中下本(紙質などによる)のうら下本のもの。
8	増益書籍目録大全	元禄9(1696)刊・宝永6(1709)増修	丸屋源兵衛	一 山崎ヤ市／牧民忠告(ルビ・ホクミンチウコウ)／一匁五分	分類・掲載書目同上。
9	増補書籍目録大全	元禄9(1696)刊・正徳5(1715)修	丸屋源兵衛	山崎ヤ市／牧民忠告(ルビ・ホクミンチウコウ)／一匁五分	分類・掲載書目同上。
10	同	同	同	六 中ノ小 吏民秘要 諺解(ルビ・シミンヒヨウケンカイ)／指月	分類は「し 儒書」。吏はもとと事(し)と同じ。吏民を「シミン」と呼んでいる。掲載丁の前後の書目は、周易便覧・芝山会稿・賤嶽合戦・社倉附考・熟字便覧など。板元・中野小左衛門。

る。ついにながら、当時の『牧民忠告』の呼び方は、『ボクミンチウコク』ではなく、『ボクミンチウコウ』となっている。元禄本『吏民秘要諺解』は「リミンヒヨウケンカイ」ではなく、「シミンヒヨウケンカイ」と表記されている。「告」は呉音も漢音も「コウ」、「吏」はもと「事」と同じで「シ」である。

これらの翻刻本が基にしているのは、中国本か、それとも密陽本なのか目録からはわからないが、中国本は『三事忠告』『為政忠告』というタイトルで、必ず、『牧民忠告』『風憲忠告』『廟堂忠告』の三本がセットで扱われている。したがって、『牧民忠告』という表題で『牧民忠告』のみ単独で取り扱われているのは基本的に密陽本であり、書籍目録の翻刻本も密陽本とみてよいのではないか。

書籍目録の『牧民忠告』と考えられる板本がいくつか存在する。それは、加賀

藩前田家の蔵書を引き継いでいる尊経閣所蔵本と東京大学東洋文庫所蔵本である。二本とも刊記がなく具体的な刊行年は特定できないが、二本とも同じもので、彭炳・文藝・金克一の序跋があり、また、訓点が施されていることから、密陽本の翻刻であることがわかる。この二本、殊に尊経閣所蔵本については後述する。

以上のように、近世日本に対する影響力において、中国本ではなく密陽本が圧倒した理由として、秀吉の朝鮮侵攻を背景に、朝鮮本が大量にもたらされ、そのなかに密陽本が含まれていた可能性が高いこと、また、近世前期に、密陽本の翻刻が出回っていたことが挙げられる。だが、それは、普及の前提条件であり消極的な理由にすぎない。なぜ、密陽本が、領主層に注目され、広く読まれることになったのか。その積極的理由はなにか。それを明らかにするには、当時の密陽本がどのように読まれ、位置づけられたのか、その実態を探る必要がある。

5 「修己治人」の書としての密陽本

これまで繰り返し述べてきたように、中国本と比較

した場合の密陽本の特徴は、彭炳らの序跋の有無にあった。そこで、次の作業として、序跋の内容に踏み込んでみたい。内容は次の二点が顕著である。①儒学、あるいは、朱子学的な「修己治人」の書としての位置づけ。②物語性フィクションを帯びている点、である。まず、「修己治人」の書の側面からみていこう。

朱子学の特徴は『大学』に示されているように、性善説に基づいて自己修養し、人民統治を行う、「修己治人」である。なぜ、中国においてそのような政治主体が必要とされたのかといえば、それは、中国の中央集権性の高い官僚制と科挙の制度に由来する。一方、近世日本は名家の連合体による封建的な個別領主制の上に成り立っていた。日本の国家権力は、近世を通じて武士団として主従関係によって秩序を保持し、幕末維新に至るまで、一定の自律性を帯びた「御家」「家中」を維持した。

この日中の国家体制の違いは、近世日本思想史研究において幕藩体制と儒学、殊に朱子学との適合性を巡り、適合・不適合論争を生むことになる。現在は、不適合説が通説となっている。では、なぜ、近世日本の国家体制と儒学が不適合であるにもかかわらず、夥しい儒学書が

存在し、なぜ儒学が国家権力者に学ばれ浸透していくのか。この問いに答えるためには、儒学のテキストと国家体制の静的な比較ではなく、具体的な検証が必要である。例えば、文斐の跋に、「為_レ民立_レ牧、所_二以事_一天、恤_レ民固_レ本、所_二保_レ邦」とある。天子が統治権を天から授かり、民を国家の本とする儒教的な民本主義を掲げる。文斐の跋の影響が特に顕著なのは、林鷺峰の『牧民忠告諺解』と元禄本『吏民秘要諺解』である。鷺峰は自跋で、「民惟邦本也、本固邦寧」と儒教的民本主義を掲げ文斐の跋を踏襲している。

また、密陽本では、彭炳の序に「修_レ己治_レ人_ノ之道、織悉備具」とあり、文斐・跋にも、「其於_二修_レ己治_レ民之道、織悉備具、誠牧民者之規範也」、金克一の跋にも、「脩己治人之道、織悉備具」とあり、序跋とも『牧民忠告』を典型的な「修己治人」の書、つまり、民政官の儒学的な統治主体形成の書として位置づけている。中国本の序跋では、直裁的に『牧民忠告』を「修己治人」の書であるとは述べていない。では、この「修己治人」の書は、元禄本においてどのように受け止められているだろうか。

有_レ客、袖_ニ一冊_一、来而示_レ余。開_キ見_ル之_一、明_ノ張希孟_ノ所_レ作_ル、以_テ告_ニ司牧者_一、牧民之道也。卷_ニ舒_一スルコト_一之_一、数回_シ而顧_ニ其_ノ為_レ書上自_二天下之広_一、乃至_二国郡邑ノ大小_一、任_レ士_二吏民者、修_レ己治_レ人_ノ之道_一織悉備具矣。是_レ實_ニ牧民者之龜鑑也。雖_レ然_リト、唯恐_ク蒙昧者難_シ通曉_ニ、故_ニ採_テ其大概_一、解_レ之_一、以_ニ俚語_一、即_テ為_ニ吏民秘要諺解_一、只為_ニ私覽_一、助_一而已。豈望_ニ他_ノ披看_一也。維_レ時元禄八仲冬日、予陽隱人指月堂誌_ス。(33)

元禄本の自序では、文斐の跋から全く同じ文章が引用されており、「修己治人」の書と喧伝している。日本における儒教浸透の画期は五代将軍・徳川綱吉の元禄期とされることが多い。だが、その指標は、湯島聖堂と林家の地位の向上や、将軍・大名など領主層上層の動向に注目したものであり、「将軍の個人的好學」⁽³⁴⁾「綱吉の学問好き」⁽³⁵⁾「綱吉の好學の精神」⁽³⁶⁾……というように、将軍・綱吉の個人的な関心の強さに還元されがちである。しかし、「修己治人」という儒学的な統治主体像が、いか

に近世日本に受容されたのか。それを探るには、儒学者のテキストや將軍の志向性のみならず、領主が実際に民衆と接する、民政という場から考える必要があるだろう。

領主層・支配層内部における秩序・関係は中世以来の武家社会のなかで築かれてきた。主君に対する忠誠を軸にした君臣関係は変質しつつも最後まで存続する。中世から近世への転換でより大きく変化してゆくのは、兵農分離を前提とする領主と民衆の関係である。大名家の「鉢植え」性は、特に徳川領国内に派遣される譜代層に顕著である。だが、鉢植えとして他領に移るのは大名家の家臣団のみで、民衆は土地に残る。大名家内部の主従関係は温存されるが、新たな任地で領民とは新たに統治関係を結ぶ必要がある。ここで要請されるのが「仁政」思想である。

武士団が民政官の相貌を帯びる最初の転換点は、寛永大飢饉である。近世国家最初の危機に際して、外様大名の参勤、譜代大名の常勤の任務が解かれ、領土経営者として、農民を救済し、「仁政」を施すことが為政者の義務となった。寛永大飢饉後の『牧民後判』は領主自身の著作であり、山鹿素行の訳註は、為政者の要請に応じた

ものなのである。近世前期の『牧民忠告』への注目は、領主層が、戦鬪者としての武士団から、治世の為政者に変貌する過渡期に生まれたものである。

中国の科挙制度による地方官制度とは異なるが、対民衆という側面において、大名家、殊に譜代大名は幕府から民政官として派遣される官僚的性格を帯びる。そして、年貢収入を安定させるために、民衆と安定した統治関係を構築する必要がある。それには、御触書などの法律や刑罰で民衆を縛るだけでは充分ではなく、人心を掌握することが不可欠である。そこに、領主と民衆との合意的契機が生まれる。その民政の場を送り出されたのが「修己治人」の書、すなわち、『牧民忠告』であった。

さらに、『牧民忠告』の訳註書は、天明饑饉の最中に尾張藩板『牧民忠告解』の板行を契機に、以後、急速に普及する。それは、ちようど藩校が簇生する、いわゆる「教育爆発の時代」と歩調をあわせている。³⁷⁾ 従来、昌平黌や藩校での朱子学の「正学」化や採用をもって、儒学浸透の指標としてきた。だが、藩士は、身分制度により、生まれながらにして支配層に属し、藩校の目的は学者を育成するためにあるのではなく、藩政を担う人材を

育成することにある。

では、領主たちは何を民政の指針としたのか。その一つが『牧民忠告』という書物であった。『牧民忠告』を中心とする「牧民之書」は、抽象的な理念を説く書物ではなく、民衆に対して、いかに振る舞い、いかに接することが、「修己治人」という儒学的な主体性を発揮したことになるのか、「仁政」実践の書として企図された書物である。近世日本における儒学受容、あるいは、領主層にとつての儒学とは何であったのか、領主と民衆がせめぎ合いつつ、妥協点を見出そうとする、民政という場から改めて問い直す必要があるのではないか。

6 明君録と『牧民忠告』

近世における密陽本の受容の一つの理由は、儒学的な「修己治人」の書としての位置づけによるものであった。それは、具体的に近世社会のどのような場面で、儒学的主体性が要請されたのか、という問いを孕んでいる。

さて、密陽本受容のもう一つの理由は、日本の「政治文化」と関係している。深谷克己は、「政治文化とは、

一つの社会が醸成している政治に関する考え方や感じ方、行動の仕方の総体」とし、近世においては「伝統・習慣」の影響力を重視している⁽³⁸⁾。そして、近世の「政治文化」を象徴するものとして、「明君録」を挙げる⁽³⁹⁾。

「明君録」とは何か。それは、実在の將軍・大名を理想化して描いたもので、虚実の入り交じった物語性をもつ記録である。なぜ、明君録が政治文化を象徴するのか。明君録は、あるべき君主像を描き、そこに「仁政」思想を仮託する。近世日本においては、「史上の人物に託して、政治の評論を行」⁽⁴⁰⁾う政治的伝統・習慣が存在したのであり、明君録は、「仁政」思想が人格化した政治文化といえる。

筆者はさきに密陽本が、物語性を帯びていると述べた。それは、密陽本の彭炳の序に顕著であり、『牧民忠告』の著者・張養浩を明君ならぬ「牧民君子」として感動的に描く点にある。それはどのようなものか、具体的にみてみよう。

彭炳は、まず、養浩が朝廷の「御史」にいたとき「諫天子」⁽⁴¹⁾「劾」⁽⁴²⁾「權臣」、動「揺山岳」、天下凜然」と、天子に諫言し、邪な臣を弾劾し、綱紀肅正に躊躇しない清廉な人

物であったことを伝える。そして、南波の乱に際し、天下の人倫が廃れたのを嘆き官を辞し、王から七度官途に就くよう要請をうけたが固辞したこと、つまり、意志が堅く節を曲げない硬骨漢ぶりを称える。

やがて、天曆年間に關中陝西に早魃による大飢饉が発生する。民衆が「饑人相食」という惨状を呈するや、養浩は勅命を受け、直ちに、官途に復帰し、陝西行台中丞（西台中丞）に就任する。実は、このとき、養浩は病に臥していたが、決然と立ち上がり、「西人餓死矣、此豈我堅臥時邪」と叫び、馬上の人となり現地に急行したという。病をおして人民救済に赴く、決死の覚悟である。

西台入りするや養浩が最初にしたことは、天に祈る雨乞であった。すると、六年間雨が降らなかつたのに、養浩の「惻怛之誠」が天に通じ慈雨をもたらした。天地有情、養浩の情熱と天が感応する。その民衆への態度は「如_レ救_ニ赤子_ヲ焚_レ与_レ溺」ごとくであり、死を免れた民衆は数万人と報じる。だが、いかんせん西台地方は広大で、養浩の力には限りがあり、東奔西走したが飢民をすべて救うことが出来なかつた。人事は尽くした。もはや為_ナす術_ナがなくなつたとき、どうしたか。養浩は、馬から下りて

饑人とともに天に向かって慟哭した……。そして、ついに、養浩は憂勞により病を得て死亡する。彭柄は、養浩が棺に載つて東へ還るとき、「百姓皆哭_レ之、如_レ哀_ニ其父母_ニ」という描写でこの物語を締めくくつてゐる。民衆を「赤子」とし「父母」のごとく振る舞うこと、これが「牧民」思想の要諦である。

中国本と比較してみよう。『牧民忠告』の貢師泰の序では、張養浩が「以_ニ道徳政治_ニ、名_ニ於_ニ天_ニ、其_レ為_ニ學則卓乎有_レ所_レ見而不_レ雜_ニ於_ニ權術_ニ」と、徳治に優れ、學識が卓絶し、權謀術策の人でなかつたことを称えてはいる。が、養浩の人柄に関しては、この箇所のみで、養浩の事跡には全く触れていない。念のために、中国本の他の二書『風憲忠告』『廟堂忠告』をみてみよう。

『風憲忠告』の序は、林泉のものである。この序にも『牧民忠告』の由来が記されているが、張養浩の人となりに関して直接の言及はない。『廟堂忠告』は、靳黈が序している。靳黈は西台に赴いた養浩の詩文を紹介している。それは「西風疋馬過_ニ長安_ニ、餓殍_レ盈_レ途、不_レ忍_レ看……犬銜_ニ枯骨_ヲ筋尚在、鴉啄_ニ新屍_ニ血未_レ乾」という飢餓の惨状を描出した内容である。だが、養浩が飢民を

救済するためいかに活動したかを述べない。この詩文は朝廷に上奏され、その結果、「発粟賑貸」、穀物を施して民が救われたという。つまり、最終的に民を救ったのは、養浩ではなく、養浩の詩文によって動かされた「廟堂」の「賢宰相」である。

これに対して、彭炳は養浩を「如希孟之愛民、則何古人之不_レ可_レ及哉」と、堯舜のような聖人に比肩させている。炳の序では、全六一二語のうち、過半の三二〇語あまりを養浩の言行に費やし、殊に、養浩が饑餓で苦しむ民衆を救う姿を潤色して浮き彫りにすることで、彼がいかに優れた「牧民君子」であったのかを生き活きと描き出している。

さらに、彭炳の序には、聖典化された『牧民忠告』を実践した賢官像が描かれている。それは、最初に『牧民忠告』の刊行を企てた、崇安県令の鄒從吉である。彭炳によれば、「得_二其書推_一行之_二、崇邑大治_一」、從吉が『牧民忠告』を実践したところ大いに成果を得た。そして、村々の老人は皆、從吉を「生末_三嘗見_二此賢令_一也」と絶賛、さらには、「深山窮谷之民、皆設_二主_一生祠_三令_レ以_テ祝_二其眉寿_一」、忠告之明効有_レ是哉⁽⁴¹⁾、つまり、從吉のため

に祠堂を建立し、その長寿を祈ったという⁽⁴²⁾。

このように密陽本の彭炳の序は、張養浩・鄒從吉という二人の牧民官を聖人・名臣化しつつ、「牧民」思想を人格に仮託して、物語性を持たせている点で、近世日本の政治文化である明君録と親和性をもつ。では、実際に、日本で『牧民忠告』を明君録と関連させながら読んだ人物はいたのだろうか。

宝暦五年（一七五五）に書かれた建部清庵の『民間備荒録』は、農書と救荒書を併せ持つ書物である。したがって、『民間備荒録』の主要な典拠は『農政全書』『農業全書』『荒政要覽』など農書・救荒書が多いが、『民間備荒録』の最終章「祈祷」は、全面的に『牧民忠告』に依拠している。しかも、その引用は、彭炳の序に集中している。

清庵は炳の序から養浩の「至誠」が「天地鬼神」を動かすため、雨を降らせたことを重視し、繰り返し引用している。つまり、清庵自身、儒教的な天人合一、天人相関を信じていた。さらに、從吉が生きながらにして民衆に祭られた話を引いている⁽⁴³⁾。

炳の序を引用していることから、清庵が参照にした『牧

民忠告』は密陽本であることが明瞭である。清庵は、張養浩と鄒從吉を中国における理想的な牧民官として示している。そのうえで、近世日本の代表例として会津藩主・保科正之を挙げる。正之は『牧民忠告』を愛読していたという。そして、

一部八常々御側にて読しめ聞たまひ、御政務に御心を尽され、御国に社倉を建てられ四民を恵ませたまふゆゑ、御国能治り四民安堵の思ひをなしけるとかや。御賢徳天下にあらはれさせたまひ、土津靈神と祝はれさせたまひたるも亦、忠告のこゝろを得させたまふしるしなるへし。……牧民の道を学び、忠告のこゝろを推行事、土津靈神、鄒從吉二公のごとくならハ、後來設_ニ主生祠_一、令_ニ以祝_ニ其眉寿_一の明効あらんこと指掌のごとくならん。

「土津靈神」は正之の神号である。清庵は、正之の治国政策、特に備荒貯蓄策である社倉の実施を挙げ、土農工商の四民に恩恵を与えたのは、『牧民忠告』に基づいた施策を行ったからであるという⁽⁴⁾。その結果、「生祠」

を設けられた鄒從吉同様、正之も「土津靈神」として祀られているのだと述べている。

「忠告のこゝろを推行事、土津靈神、鄒從吉二公のごとくならハ……」と、「天下」に知られる明君・保科正之と鄒從吉が『牧民忠告』の代表的な実践者として並び称されている点、つまり、日中の明君と名臣が『牧民忠告』によつて結びつけられている点に注目したい。清庵は、会津藩主を從吉のように中央から派遣される牧民官としてみている。そしてさらに清庵は、正之と『牧民忠告』の関係について、次のように述べている。

土津靈神_{会津の藩主肥後守正之公}御在世の時、板倉公_{防州公第内贈正重昌公}京都より牧民忠告一部を贈りたまひたりけれハ、靈神御覽ありて、有司たる者読すんバあるべからさるの書なりとて、再数部を乞せたまひしかバ、板倉公又二部を贈らる。靈神甚悦せたまひ、一部ハ御国元の有司へ贈り、一部をハ賀州公_{賀州太守綱利公土津靈神御婿也}へ贈らせられ、一部ハ常々御側にて読しめ聞たまひ、御政務に御心を尽され、御国に社倉を建られ四民を恵ませたまふゆゑ、御国能治まり四民安堵の思ひをなしけるとかや。

「土津靈神」Ⅱ会津藩主・保科正之が、板倉重昌を通じて京都から『牧民忠告』を入手し、国元の藩主や加賀藩主・前田綱利（綱紀）らに配布、そして一部を座右において講じさせたという。明君・正之が『牧民忠告』に関心をもち、大名や国元に配布していたという右の記事は、極めて興味深いのが、よくみると、記述内容には誤りがある。清庵は、「板倉公」を「内膳正重昌公」と割り注で述べている。ところが、重昌は寛永一五年（一六三八）、すなわち、島原の乱で幕府方の司令官を務め、前線に出たところを狙撃され死亡している。前田綱紀の生没年は一六四三〜一七二四で、重昌の死後生まれており、両者の生没年が重ならない。ちなみに、綱紀が前田家の家督を継ぐのは、正保二年（一六四五）で、そのときの「内膳正」は重昌ではなく、子の重矩しげのりである。果たして、『民間備荒録』の記述は事実なのだろうか。

7 保科版は実在したのか

「牧民之書」にも『民間備荒録』同様の記事がある。

その一つは、『牧民忠告解』である。大塚長幹の序には、「昔者猷廟之時、丞相会津候、深信是書、上三之梨棗、以贈當時列相」とある。「上三之梨棗」とは、上梓と同じで出版するという意味である。つまり、長幹の序では、保科正之が『牧民忠告』を翻刻し、幕閣に配ったという開板説である。平塚飄齋の『牧民心鑑解』でも、牧かんざい齋の跋に「寛文中、会津土津公之在欠字政府也、蓋有慨于此、嘗刊元張氏牧民忠告、頒之群司」と、正之が『牧民忠告』を刊行して配布したと述べられている。両者のいうとおりであれば、近世前期に保科版『牧民忠告』が存在したことになる。⁽⁴⁵⁾

一方、『民間備荒録』では、開板したのではなく板倉經由で京都から入手したものを配ったという点で異なっている。また、開板説においても時期について、長幹は、「猷廟之時」Ⅱ將軍家光のときとしているが、頼齋は「寛文中」（一六六一〜一六七二）としている。家光の没年は慶安四年（一六五二）で、寛文期の將軍は厳有院Ⅱ四代・家綱であるから、開板時期に相違がある。

正之は、『牧民忠告』を配布したのか否か、翻刻したのか否か。いずれにせよ、これらの説が何に依拠している

のか確かめる必要がある。次の記事は、ある明君録からの引用である。

至^三晩年^一、編^二集^一、程治教録、玉山講義附録、伊洛三子伝心録、賜^三各一部^二又板倉内膳正在^三京都^一時、以^二張希孟之所^一作牧民忠告^一部、贈^レ公、々令^二某^一之曰、為^二有司^一者、当^レ讀^レ之書也、更乞^二數部^一、板倉氏再贈^二三部^一、於是、置^二一部于坐右^一、賜^二一部會津有司^一、寄^二一部於某^一、贈^二一部於賀州太守^一曰、願令^二侍史讀^レ之聞^レ之也、公薨而後、以遺志、獻^レ程治教録、玉山講義附録、伊洛三子伝心録等書於^レ嚴有幕下^一……⁽⁴⁶⁾

これは、『土津靈神言行録』という書物の一節である。『土津靈神言行録』は、正之の側近で、侍講を務めていた横田俊益によるものである。上下二巻で、天和四年（一六八四）年に成立した。上巻は、他の文章を編纂したもので、下巻は、俊益が直接見聞した正之の事績を記したものである。驚くべきことに、傍線部の箇所は、先に掲げた『民間備荒録』の記述と、ほとんど一致している。

つまり、清庵は、『民間備荒録』の「祈禱」という章を、『土津靈神言行録』という明君録と密陽本を併読し、明君・保科正之と張養浩・鄒從吉を重ね合わせながら書き上げたのである。⁽⁴⁷⁾

『土津靈神言行録』は刊行されていないが、二八機関に三四部現存しており、写本で広範に普及した様子が窺える。長幹と頼斎の開板説も、この明君録に基づくものではないか。右の『土津靈神言行録』の引用文で問題なのは、『牧民忠告』に関する記述が、波線部のように、「二程治教録、玉山講義附録、伊洛三子伝心録」という三部の書物の話に挟まれていることである。

『二程治教録』は、朱子学の前提となる説を唱えた程伊川・程明道の二程の著作を民政書として編集したものである。保科正之が横田俊益と山崎闇斎に編集を命じて成立した。これは、正之の晩年、寛文八年（一六六八）に京都で開板され、大名、および、会津藩の「加判之者共」、つまり、藩の執政に配られている。⁽⁴⁸⁾

『玉山講義附録』は、朱子が江西省玉山において講義したもので、正之が闇斎に編集を命じ、『朱子語録』などで補った書物である。『玉山講義附録』も寛文五年（一六

六五)に開板され、東照宮などの神社へ配られた。⁽⁴⁹⁾『伊洛三子伝心録』は、正之が「二程之学静座二基キ、揚中立・羅仲素・李愿中……三子之読書之内、抄録御編集」したものである。寛文九年に成立し、その後、刊行された。⁽⁵⁰⁾これらの書には、林鶯峰の序があり鶯峰も協力している。

『二程治教録』『玉山講義附録』『伊洛三子伝心録』は、「会津三部書」として知られる。いずれも正之により版行・配布されており、正之の死後、「献」程治教録、玉山講義附録、伊洛三子伝心録等書於巖有幕下⁽⁵¹⁾、すなわち、四代・家綱に献上されている。この文脈で読むと、『牧民忠告』も正之により、会津三部書同様に開板され、幕府に献上されたような印象を与える。だが、幕府に献上されたのは、三部書の他に『会津神社志』『会津風土記』であった。⁽⁵¹⁾したがって、保科版『牧民忠告』は存在せず、京都から入手したものを配つたとする清庵の説が正しい。だが、清庵の説には問題が残っている。明君録には誇張・脚色がつきまとい、虚実がないまぜになつて物語性を帯びている。それが明君録の魅力でもあるのだが、清庵の記述が『土津靈神言行録』という明君録を根拠にし

ている以上、正之が『牧民忠告』に注目し、それを配布したという説が事実かどうか、他の記録で裏付けをとる必要がある。『家世実紀』を繙くと、果たして次のような記事がある。

五月十二日、加判之者共江牧民忠告被下、

元之張養詰^{マク}編集之牧民忠告ハ、下を取治心得方大綱十条ニ相立、手近く相論候書二付、田中三郎兵衛始年寄奉行共為御教示一部つゝ被下之、⁽⁵²⁾

これは、寛文二年(二六七二)の記事である。田中三郎兵衛は、高遠藩以来の家臣で、寛永四年(二六二七)から正之の側近となり、片諱をもらい、正玄と名乗った。知行は始め、五〇〇石であったが、出世とともに加増され、最終的には四〇〇〇石となり、寛文六年(二六六六)から家老となつている。『家世実紀』には、「四民教化」に力量を発揮し、「長々御在府二候得共、御在所之御仕置御心遣無之、上下安堵二罷在候」とある。⁽⁵³⁾このころ会津藩主・正之は、將軍・家綱の後見役を務めており、帰藩することなく江戸に常駐していた。三郎兵衛は、城代家

老として会津藩領をよく治めていたので、正之は藩政を心配することなく幕政に専心できたという。つまり、三郎兵衛は、正之に代わって領民を統治し、藩政を指揮していたのである。

『家世実紀』によれば、『土津靈神言行録』に「賜一部会津有司」とあるように、確かに、『牧民忠告』は会津にいた国家老・三郎兵衛以下の執政に贈られた。つまり、晩年に、正之が『牧民忠告』に注目し、国元の「有司」へ贈ったことは事実であった。

『家世実紀』には、『牧民忠告』を加賀藩主・前田綱紀に贈ったことまでは書かれていない。しかし、そう推測できる根拠がいくつかある。正之が『二程治教録』を進呈した大名は、前田綱紀、稲葉正則、久世広之、板倉重矩、稲葉正通の五人である。⁽⁵⁴⁾

この贈呈リストの五人のうち、三名は正之と姻戚関係にある。正之の四女・松姫は前田綱紀に嫁ぎ、五女・石姫は稲葉正通に嫁いでいる。正則は正通の父である。では、板倉重矩と久世広之には、なぜ『二程治教録』が贈呈されたのであろうか。重矩と広之は、当時、老中の座にあり、正之とともに家綱を盛り立てていた。正則も当

時、老中で、のち、正通が後を襲う。

正之が『二程治教録』編纂を思い立った理由は、「民を教候肝要之語を抜集、専ら御政事之補助ニ相成様ニ思召、御編集被⁽⁵⁵⁾仰付」、つまり、民衆教化の書により、統治を補うためである。正之には、民政書を近親大名や幕府の閣僚、藩の執政に進呈・配布する前例があった。『牧民忠告』も民政書であり、国元の家老に送られ、また、その贈呈や送付に関係している大名の綱紀と重矩は、『二程治教録』の贈呈リストと重なっている。

『土津靈神言行録』では、『牧民忠告』が京都にいた板倉重矩から正之のもとに贈られてきたと述べている。なぜ、京都なのか。すでに見たように、寛文一〇年（一六七〇）の『増補出版目録』には、和刻の『牧民忠告』が掲載されている。近世の出版資本は、京都・大坂・江戸の三都が独占的に支配していたが、このころ、江戸の出版資本はまだ成熟していない。浮世草子・重宝記などの板行により、大坂の出版資本が台頭してくるのは元禄期ごろである。つまり、寛文期は、なお京都十哲を中心として、京都の出版資本が凌駕していた時期である。

前掲の書籍目録の一覧表をみると、元禄九年（一六九

六)の『増益書籍目録大全』には、「山崎ヤ市／牧民忠告^{ホツシチウゴ}／一刃五分一」と、『牧民忠告』の板元が記されている。

「山崎ヤ市」とは、山崎屋市兵衛のことで、京都の板元であった。⁽⁵⁶⁾ここで、『土津霊神言行録』に京都の保科正之が京都にいた板倉重矩から『牧民忠告』を贈られた、とあったことを想起したい。なぜ、重矩は京都にいたのだろうか。

重矩は寛文五年(二六六五)より老中を務めていたが、寛文八年(二六六八)に京都所司代に命じられ、一二月六日に京都に着いた。江戸に帰府し、再び老中に戻るのには、寛文一〇年一月三日のことである。板権が移動していないとすれば、寛文期に翻刻された『牧民忠告』は、京都において山崎屋市兵衛によって開板されたものである。それを、京都所司代の重矩が入手し、江戸の正之に贈ったという記述には、一定の信憑性が存在する。

尊経閣文庫所蔵には『牧民忠告』の翻刻本が存在する。尊経閣文庫は、加賀前田家の所蔵文庫を引き継いでいるが、この文庫には、『牧民忠告』が三種類存在する。一本は天保五年刊の官板『三事忠告』で、もう一本は『官途資鑑』という一三冊中の一部として収録されている。残

りの一本は、『尊経閣文庫漢籍分類目録』に「和版」と記されているものである。⁽⁵⁷⁾全四八丁で、彭炳らの序跋があり訓点が施されており、密陽本を翻刻したものであることがわかる。⁽⁵⁸⁾はつきりした年代はわからないが、表紙や本文紙の経年の状態から、かなり古い刊本と推測される。密陽本の翻刻本は、ほとんど残されておらず、現在のところ、東京大学東洋文化研究所に同板本が一本確認できるのみである。尊経閣所蔵本は、正之から贈られたものなのかもしれない。

以上、見てきたように密陽本と明君録を併読し、両書を重ね合わせて著述活動を行った人物が存在した。密陽本の養浩・従吉像に影響を受けているのは、清庵だけではなく、『和語牧民忠告』『牧民忠告解』は領主が饑饉に対応するなかで書かれた書物である。山本老迂齋の『和語牧民忠告』の序では、『和語牧民忠告』を執筆・刊行した理由を「我^{欠字} 邑の官吏、亦よくこれを読んで推シ行ハ、廻^{ズル}ち鄒從吉の徒ならん」と述べている。藩の民政官吏を鄒從吉の如き『牧民忠告』の実践者とするために、訳註書を執筆・刊行したというのである。また、尾張藩樋口好古の『牧民忠告解』においても、大塚長幹の序に

表2『民間備荒録』所蔵機関一覧

No.	所蔵機関	刊写年	形	巻冊数	板元・刊記他
1	内閣文庫		写	2巻1冊	明和8年版の写本
2	刈谷村上	不明	写	1冊	
3	島原		写		
4	豊科町郷博桂谷	宝暦7	板	1冊	
5	東京家政学院大	宝暦10	板		現存せず。明和8年版の誤りか。安孫子・守屋の調査による。
6	秋田東山	明和8	板		
7	国会	明和8	板		秋版。
8	内閣文庫	明和8	板		春版。
9	静嘉堂	明和8	板		
10	京大 大塚本	明和8	板	2巻2冊	申椒堂／須原屋市兵衛〈江戸〉。
11	京大 富士川	明和8	板		
12	早大	明和8	板		
13	東京家政学院大	明和8	板		
14	岩手	明和8	板		下巻のみ
15	宮城 青柳	明和8	板		
16	岩瀬	明和8	板		
17	米沢 興讓	明和8	板		
18	大橋	明和8	板		
19	乾々	明和8	板		
20	成田	明和8	板		
21	無窮神習	明和8	板		
22	村野	明和8	板		
23	旧下郷	明和8	板		
24	弘前	明和8	板	2巻2冊	須原屋市兵衛
25	玉川大	明和8	板	2巻2冊	須原屋市兵衛
26	三康園	明和8	板	2巻2冊	
27	横浜市立大 點澤	明和8	板	2巻2冊	須原屋市兵衛〈京都〉。(印記)「越後上条篤尾文庫」／「千手町色長吉譯氏藏書」旧蔵。
28	新潟大 佐野	明和8	板	2巻2冊	
29	小浜 園酒井	明和8	板	2巻2冊	須原屋市兵衛。(伝)「印記」海館蔵書。
30	大阪大	明和8	板	2巻2冊	須原屋市兵衛他
31	岡山大 大原農書	明和8	板	2巻2冊	須原屋市兵衛
32	長岡 函互尊文庫	明和8	板	2巻2冊	申椒堂・須原屋市兵衛。割元・横山家蔵書。
33	倉敷 函旧中庄	明和8	板	2巻2冊	平松市蔵旧蔵。
34	旧蓬左	明和8	板	2巻2冊	須原屋市兵衛
35	国会 白井	寛政8	板		
36	静嘉堂	寛政8	板		
37	東博	寛政8	板		
38	京大	寛政8	板		
39	教大	寛政8	板		
40	奏	寛政8	板		
41	岩手	寛政8	板		河内屋八兵衛〈大坂〉。丹波屋助七〈大坂〉。
42	大阪府	寛政8	板		
43	大森	寛政8	板		
44	神宮	寛政8	板		
45	射和文庫	寛政8	板	2巻2冊	河内屋八兵衛〈大坂〉。丹波屋助七〈大坂〉。
46	萩国和漢古書	寛政8	板	2巻2冊	
47	東北 大狩野	文政7	板		
48	隠川	文政7	板		
49	延岡 内藤家	文政7	板		

「人見君仁民之心、我可謂下与三希孟」、並伝中千載之下上
 哉」とある。「人見君」、すなわち、尾張藩の天明改革の
 指導者・執政人見璣邑と張養浩と重ね合わせている。
 清庵の『民間備荒録』は宝暦五年（一七五五）に書か
 れ、明和八年（一七七二）に板行された書物である。『民

間備荒録』は刊本として最も早い救荒書であり、その後、
 何度も近世社会を襲った饑饉のたびに注目を浴び、広く
 普及していく書物である（表2参照）。『和語牧民忠告』
 と『牧民忠告解』は、藩領主が天明饑饉（一七八二〜八
 七）に対応するなかで成立し、刊行されたものである。

近世後期の『牧民忠告』は、
 この二書を起点として広く
 普及し、新たな展開をみせ
 るが、それ以前に『民間備
 荒録』において、『牧民忠告』
 が取り上げられている意義
 は大きい。

『民間備荒録』は研究史
 では、その表題にあるよう
 に「民間」社会に向けて書
 かれた意義が強調されてき
 た。⁽⁵⁹⁾だが、『民間備荒録』
 は、もともと、宝暦の饑饉
 を目の当たりにした一関藩
 の藩医である清庵が、藩に

対して藩民の救済を訴え、提出した建言であった。当初、清庵は農業生産・救荒事業を藩権力を背景に実行に移そうとしており、政治性を帯びている。実際、『和語牧民忠告』を書いた老迂斎は、『民間備荒録』に着目し、その抜き書きを作り、序跋を施し『救荒余談』と名付けて藩内に配布しようとしていた。

密陽本において、張養浩は、まさに饑人相喰むような凄惨な饑饉地獄に赴く牧民官として描かれている。『牧民忠告』が爆発的に普及するのは、近世中後期であり、それは宝暦く天明期の饑饉対策を時代背景としている。この時期に注目したい。

本稿の「はじめに」で述べたように、近世前期の国家・社会の政治思想に圧倒的な影響を与えた書物の一つが軍書『太平記評判秘伝理尽鈔』である。⁽⁶⁰⁾『理尽鈔』とは、楠木正成という一個の人物像を通じて政道論を展開するもので、その政道論の特徴は「仁政」思想である。つまり、『理尽鈔』で語られる楠木正成像こそは、近世日本の明君像の嚆矢である。

だが、この『理尽鈔』の世界は、一八世紀半ば、宝暦く天明期に行き詰まりを見せる。これは、一方で、『理

尽鈔』などの軍記物の影響をうけた百姓一揆の物語化を生むとともに、また、一方では、通俗化した正成像から解き放たれた新たな明君録・明君像の模索となり、現実存在した幕藩領主の顕彰＝明君化として新たな展開をみせる。⁽⁶¹⁾各地で百姓一揆物語がつけられるとともに、將軍・藩主の明君録が盛んにつくられるようになるのである。『牧民忠告』はまさに、旧来の「政治常識」が揺らいだこの宝暦く天明期以降に爆発的に普及し始める書物である。これはどのような意味を持つのだろうか。

宝暦以降うち続く饑饉は、例えば藩外への穀物の移動の禁止措置である「穀止」という事態を生む。つまり、領主と領民が否応なく藩という領域・単位を認識させられる瞬間である。また、饑饉の克服と藩財政の行き詰まりは、藩が主体となった藩政改革となつて現れる。宝暦く天明期以降は、また藩政改革の時代でもある。

藩政改革は「君民一体」が理想とされた。このとき、明君は慈悲深く領民に接する父母のような存在として君臨し、「仁政」を施すのが理想である。つまり、明君録とは、あたかも明君が直接領民一人一人を見守り、心安んじるように「仁政」を施すかのような幻想・虚構を含

んで成立するものである。

極めて興味深いことは、近世中後期の『牧民忠告』普及の画期となった『和語牧民忠告』『牧民忠告解』の作成の中心にいた人物は、いずれも、藩主の明君化と明君録に關係していることである。

『和語牧民忠告』の著者・長岡藩家老の老迂齋は、他にも『救荒余談』『閔言余集』『玩辞娶要』『周易安俟』『政要纂言』『長岡古邑』などの書物を書いた著作家でもある。著作のなかに、『賢蹟』という本がある。『賢蹟』は宝暦五年（一七五五）に成立した⁽⁶²⁾。内容は、七代藩主・牧野忠利の言行を録したもので簡条書きで全二六条ある。宝暦五年に忠利は江戸で二二歳で夭折する。老迂齋はその臨終に立ち会い、「此君せめて四十余年も御寿命有るものならバさぞや御明君ならん御事成る二、御不幸御短命なりしハ惜ミ奉るべし」と述べており、忠利を夭折した「明君」として描いている。また、九代藩主・忠精を「大君」と呼び、『和語牧民忠告』の奥書では、『牧民忠告』を翻刻し、藩内に配布するのは、藩主・忠精の意向によることを強調している。

樋口好古に『牧民忠告解』の訳註を命じたのは、尾張

藩の国奉行の人見璣邑である。璣邑は、上杉鷹山の明君録を著し、米沢藩の藩政改革に関与した細井平洲を招聘し、藩校・明倫堂の督学に任じた。平洲は廻村講話の際、鷹山や熊本藩主・細川重賢の明君ぶりを説いており、九代尾張藩主・宗睦の明君化が計られている⁽⁶⁴⁾。

どれほど超人的な明君であろうと、現実には、一人の領主がすべての領民に「仁政」を施すことは不可能である。具体的に民衆に「仁政」を実践するのは、家臣団であり、特に、直接民衆と接する民政官吏の役割は決定的に重要となる。『牧民忠告』では、君主から民政官に任命された人物が、民衆を「赤子」として父母の如く接することを基本としている。近世中後期の『牧民忠告』の爆発的な広がり、近世中後期の明君像・明君録の普及と歩調を一にしているのは、『牧民忠告』が明君に仮託された「仁政」理念を担い実践する、民政官吏の統治主体形成の書として期待されたからではないか。

以上のように、密陽本は、近世日本における『牧民忠告』の受容・展開において積極的な役割を果たした。その背景には、密陽本の儒教的な「修己治人」の書としての位置づけと、一種の物語性が存在した。そして、より

影響力を与えたのは、後者の物語性であろう。

明君録を日本の「政治文化」とする深谷は、儒教的な「仁政」思想は日本のみならず、東アジアに共通する政治思想であったと述べている。⁽⁶⁵⁾「政治文化」とは、単に、日本における個別・特殊な政治的発想を浮き彫りにする概念のみならず、相対化することで普遍化する概念である。⁽⁶⁶⁾

密陽本における張養浩と鄒從吉の牧民官像は、近世幕藩制社会に広く浸透していた「明君録」という一個の君主像を通じて政治思想・政道論を物語る、近世日本の政治的習慣となじむものであった。この浸透の仕方において、近世日本の個別性が浮き彫りになる。しかし、巨視的にみれば、『牧民忠告』は、元代に中国大陸で実践され成功を収め、その後、朝鮮半島に渡り、散逸・開板を繰り返して、近世初期に日本に伝来したものである。この中国・朝鮮・日本の三地域において為政者に注目を浴びてきた『牧民忠告』の軌跡は、東アジアに「牧民」思想という国家統治思想の普遍性が存在したことを裏付けるものではないか。

8 文明化と「牧民之書」の運命

以上、本稿のテーマである近世日本における『牧民忠告』の展開において密陽本が果たした役割をみてきた。以下、蛇足になるが、近代以後、『牧民忠告』を中心とする「牧民之書」、あるいは「牧民」思想がどのような運命を辿るのかを展望して、まとめに代えたい。

『牧民忠告』を中心とする「牧民之書」は、近世後期から幕末にかけて、急速に普及する。寛政十一年（一七九九）に『牧民忠告』の類書である『牧民心鑑』が幕府により、官板として刊行される。天保五年（一八三五）には、中国本『三事忠告』がやはり官板として板行され、密陽本を圧倒する。そして、ペリーが来航した嘉永六年（一八五三）、江戸・京坂の東西で『牧民心鑑』の訳註書、長井旌峨の『牧民心鑑訳解』、平塚飄齋の『牧民心鑑解』が同時に板行され、『牧民忠告』の訳註書を急追するようにならび、やがて、明治維新を迎える。

近世は木版刷りの板本全盛の時代であったが、近代は活字本が制覇する時代である。維新後から明治期にかけ

て、活字化された『牧民忠告』『牧民心鑑』関連書は存在しない。維新後、爆発的に普及した活字本は、例えば福沢諭吉の『学問のすゝめ』である。諭吉本人の弁によれば、初篇は正版二〇万部で、偽版二万部を含め、合計二二万部が広まったという。諭吉は、「十七編合して三百四十万部は国内に流布した筈なり」と豪語している。『学問のすゝめ』のなかで諭吉は、「牧民」思想、「仁政」思想を次のように激しく弾劾している。

アジャ諸国においては国君のことを民の父母と言ひ、人民のことを臣子または赤子と言ひ、政府の仕事を牧民の職と唱えて、シナには牧民官のことを何州の牧と名づけたることあり。この牧の字は獸類を養うの義なれば、一州の人民を牛羊の如くに取り扱ふ積りにて、その名目を公然と看板に掛けたるものなり。あまり失礼なる仕方には非ずや。……己が心を推して人に及ぼし、民を撫するに情愛を主とし、饑饉には米を給し、火事には錢を与え、扶助教育して衣食住の安樂を得せしめ、上の徳化は南風の薫するが如く、民のこれに従うは草の靡くが如く……上下合体

共に太平を謡わんとするの目論見ならん。実に極楽の有様を模写したるが如し。されどもよく事実を考うれば、政府と人民とはもと骨肉の縁あるに非ず、実に他人の附合なり。……きかぬ葉の葉を再三飲むが如く、小刀細工の仁政を用い、神ならぬ身の聖賢が、その仁政に無理を調合して強いて御恩を蒙らしめんとし、御恩は変じて迷惑となり、仁政は化して苛法となり、なおも太平を謡わんとするか。⁽⁶⁷⁾

「牧民之書」のなかで、大名を「州牧」と呼び慣わしたのは、例えば林鶯峰である。鶯峰は『牧民忠告諺解』において、まさに右の引用で批判されているように、「牧ノ字ハ、元來牛馬ヲ養ニ用ユ、守護奉行タル人、土民百姓ヲ教ルコト牛馬ヲヤシナウコトクニ政ヲ行テ、其心ニカナフヤウニスル、故ニ牧ノ字ヲ国守ノ義ニ用ルナリ、或ハ州牧ト云イ、或ハ人牧ト云ヘルモ、牧民ノ意ナリ」と述べている。

諭吉によれば、近世幕藩制国家を支えてきた思想的支柱である「仁政」思想は、あたかも、「小刀細工」で「きかぬ葉」の如し。父母の如き「牧民官」のパターナリス

「Paternalismは「迷惑」である……。「一身独立して、一国独立す」、明治国家主権の対外的独立の前提として、近代的思惟を携えた諸個人の自立を促す諭吉の目からみれば、「牧民」思想は「仁政」思想は、虚偽に充ちたものであり、その「イデオロギー」性は赤裸々に暴露され、明治初期のベストセラーに載つて近代社会に浸透していく。実際、越後長岡藩の割元・庄屋を務めた横山家には『和語牧民忠告』があるが、近代の蔵書として、明治四年に板行された『学問のすゝめ』が存在する。

では、近代以降の文明化の波のなかで、「牧民之書」は完全に駆逐されたのだろうか。明治期の一冊の写本が筆者の手にある。それは、『水運問答』や巻末に貝原益軒、柳澤淇園などの著作から抜書した教訓録を収録したもので、そのなかに『牧民忠告』が筆写され、合冊されている。『牧民忠告』の奥書は次のように書かれている。

牧民忠告、元西台中丞・張希孟ノ著ス所、其己ヲ治メ民ヲ治ムルノ道ニ於テ、織せんしつ悉備二具ル。誠ニ牧民者ノ規範ナリ。本朝天明五年尾張ノ司農府吏・樋口好古、之ヲ解釈シテ牧民忠告解ト題シ、某地ニ刊ス。

其後、板本散失シテ世ニ伝ワズ。同僚鳴海判事、其写本ヲ秘蔵シ、朝夕之ヲ愛読シテ、以テ参考ニ供ス。今之ヲ借り得テ、単ニ其本文ノミヲ複写シ、以テ座右二具フ。原本序文並ニ二跋アルモ、今之ヲ略ス。明治二十九年九月於羽陰秋田城下二寓、信陽松南居士・萩原誌

謄写者は萩原松南という人物である。謄写年は、「明治二十九年」、すなわち、一八九六年。萩原がどのような経歴をもつ人物なのか詳かではないが、奥書からわかることは、出身を「信陽」つまり信州長野としていることから、一度、中央に出て、秋田に赴任した判事と推定される。旧制の判事は現在の裁判官と同じである。萩原は同僚の鳴海という判事が朝夕愛読し、秘蔵していた『牧民忠告』を謄写し、自身も座右の書とした、という。

傍線部から、鳴海が秘蔵し、萩原が謄写した『牧民忠告』は樋口好古の『牧民忠告解』であったことがわかる。萩原によれば、「板本散失シテ世ニ伝ワズ」という。実際には、『牧民忠告解』はなお全国に数多く所蔵されていたはずだが、接する機会がなかったのであろう。

巻末の教訓録のなかには、益軒本からの抜き書きにまじり、諭吉の『福澤諭吉先生百話』、いわゆる『福翁百話』の抜き書きが存在する。全九条の抜き書きのなかで、『福翁百話』からの抜き書きは四条と最も多い。抜かれていた箇所は、諭吉が西欧近代市民社会を考える際に、特に重視した要素の一つ「ソサエティ society」に関するものである。ソサエティは通例、「社会」と訳されるが、諭吉は市民間の「交際」を重視する。『牧民忠告』は官吏が民衆を教化するという垂直的な関係であり、「交際」という水平的な関係のあり方を説かない。一人の人物のなかで、『牧民忠告』と諭吉の著書がどのように関連したのだろうか……。関心は尽きないが、それはさておくとして、明治期に『牧民忠告』が古典的な教養を深める読書としてではなく、裁判官が任務を行う際の「参考」書として実践の場で学ばれていたことは事実である。

この事実をどのように考えたいのだろうか。実は、明治国家は廃藩置県直後、「牧民」告諭とでもいうべきものを行っている。一八七三年（明治六）五月二四日、大藏省主催で、地方官会議が行われた。その際に「朕惟フ二、方今國ノ未タ開明セサルニ当テ、汝等地方ノ官ニ任

シ……夫レ善ク斯民ヲ誘導シ、各其二安ンセシムル、固ヨリ是牧民タル者ノ職ニシテ、甚タ重シト云フヘシ、汝等其能旨ヲ躰シ努力セヨ」という勅語があった。以後、地方官は「牧民官」を理想とし、「天皇の牧民官」たることが内務省の地方行政思想に流れていたという。⁶⁸⁾

なぜ、このような告諭をだしたのかといえば、廃藩置県も間もない明治ゼロ年代において、府知事・県令は倒幕派の志士出身者が多く、旧幕府の大名・代官などに代わって地方民を統治するという意識が強かったからであるという。つまり、この告諭は地方官に対して、いわゆる封建領主的な意識を改める意図で出されたものであったが、そこで持ち出されたのが、近世に普及した「牧民」思想であったのは、極めて興味深い。民衆に対する権力者の心的態度 *ethos* には時代を越えた一定の普遍性が存在するということであろう。

また、萩原が騰写した時期に注目したい。一八八〇年代後半から九〇年代にかけて大日本帝国憲法・教育勅語を柱に「国体」が確立する。吉田公平によれば、このころ、文明開化の「西洋思想に対する過度の傾倒を反省して、東洋思想、わけても儒教思想を再評価する動きが顕

著になる」という。実際、「明治三〇年前後」から陽明学の民間結社・機関誌が発行され、近代後の陽明学ブームが起った。⁽⁶⁰⁾『牧民忠告』は、自己修養によって民衆統治・教化を行う「修己治人」の書である。萩原の写本には、こうした時代背景の存在が考えられる。

大正期になると、「牧民之書」の活字本が登場する。一九一五年、『牧民忠告解』が瀧本誠一による膨大な編纂書『日本経済叢書』（日本経済叢書刊行会）の第一四巻に収録される。一九二四年には、水野鍊太郎・川村貞四郎による解題で『牧民心鑑』が良書普及会から出版されている。水野鍊太郎は内務省官僚出身の政友会系の政治家で、寺内正毅・加藤友三郎・清浦奎吾・田中義一内閣の内相を歴任した人物である。川村貞四郎も内務官僚出身で、山形県知事を務めた人物である。

水野は、一九一九年、朝鮮半島で起こった「三・一運動」事件後、朝鮮総督府政務総監に就任している。水野の帰国後、二三年、関東大震災が起こる。このとき、水野は内相であった。良書普及会からの『牧民心鑑』の刊行は、震災の翌年である。米騒動の後で、「大正デモクラシー」は黄昏を迎え、第一次大戦の戦勝景気によるバブ

ルが弾け、社会主義思想が普及、労働組合運動が激化していた。

『牧民心鑑』が、朝鮮半島の植民地支配経験者や国内治安担当者、つまりは、国家権力関係者から出版されたのは注目に値する。特に、「三・一運動」後、朝鮮総督府は、強圧的で武断的な統治方式から、「文化統治」へ方針転換したとされる。この時期、『牧民心鑑』に並んで、朝鮮半島で成立した『牧民心書』という書物が日本で注目を浴びている。

『牧民心書』の著者は丁若鏞（一七六一〜一八三六）。韓国のルソーと呼ばれる。『牧民心書』は日本でいえば近世後期の一八二二年に成立したものであるが、近世には普及せず、中之島図書館に近代以降に入ってきた写本が確認できるのみである。日本では「三・一運動」後の一九二二年（大正一〇）、細井肇により訳出され、「自由討究社」から出版された。自由討究社とは、「亜細亜文明を保存映発して広く世界人類の福祉に貢献せんが為め、先ず此の特定の使命を帯ぶる内朝人の親和緝睦を計り協力一致して文化の促進を図る」という目的で設立された政治結社である。この結社の名誉顧問に『牧民心鑑』の

刊行を遂行した水野鍊太郎が「朝鮮政務総監」として名を連ねている。

『牧民心鑑』『牧民心書』はいずれも、支配される民衆の「人心」と牧民官の「心」を問題とした書物である。では、なぜ、この時期、「心」が問題となるのか。『牧民心書』の場合、「亜州同族を打つて一丸とする文化国家の建設……内鮮の融合は実に此の意味に於て急務たり、然れども、近今両者の人心乖離懷敗殆ど極まる、三月騒擾は何の爲めに起れる。一言之を尽せば曰く、「無理解」、強請と命令に依て、数千年の特異なる歴史と習俗と心性を有する二千万弟妹を同化し得べしとなせる内地人は、今や適実に其浅薄にして虚誇、無智にして傲慢なる心備……」と説明されている。つまり、「三・一運動」の反省から、恫喝と命令による高圧的な支配に対する批判と、「文化」⇨文化統治を主張している。父母の心ならぬ、「弟妹」に対する兄妹の心で朝鮮人に接しようというわけである。昭和期になると、一五年戦争下において、また別の角度から「牧民之書」への関心が高まる。一九三五年、邦人社編『訳註牧民心鑑』上下二冊本が刊行されている。そして、上海事件以降の一九三八年、安岡正篤の『為政

三部書』(玄黄社)が刊行される。

安岡正篤は、自身を南北朝時代に分裂した南朝方の末裔と信じ、戦前・戦中は、大川周明、北一輝らとともに、右翼のイデオログとして活動した超国家主義者の巨魁の一人である。金鶏学院、日本農士学院を創設、農村の青年たちを教化し、「王道」⇨天皇の「御稜威」に基づく国家主義を鼓吹した。戦後も政界の黒幕として力をもち、岸・佐藤・中曾根など保守主義の歴代総理らなどから師と仰がれ、政財界に隠然たる影響力を保持した。

『為政三部書』が刊行された三八年は、国家総動員法が制定された年である。実は、『為政三部書』は安岡が命名した書物で、それ以前には存在しない。国家総動員法の法案が議会で審議されているころ、安岡は病に伏しており、そのとき嘉永四年刊の官板『三事忠告』に出会った。この本をもとにした解説書が『為政三部書』である。では、なぜ、『三事忠告』とせず、『為政三部書』と改題したのか。

それは、安岡の読み方に関係している。安岡は最初に『牧民忠告』の序を読み「忽ち惹きつけられた」という。ところが、その「本文を飛ばして、次の風憲忠告序を読

み、「貪るように廟堂忠告序を開き」読み、「改めて廟堂忠告の本文から読み始めた」という。安岡は、「本来牧民忠告、風憲忠告、廟堂忠告の順序になつてゐるが、本書にはその順番を逆に置いた」と述べている。

『牧民忠告』は、張養浩が県令という地方民政官の経験をもとに書いた書物である。読者対象は地方行政官（県令・吏員）である。『風憲忠告』は「御台」＝中央政府に入り監察官の経験に基づいている。読者対象は「憲臣」、つまり法務・司法官僚である。「風憲」官吏は、権力内の官吏の風紀を取り締まる官吏である。『廟堂忠告』は、中丞西台として国家の監察業務の最高執行官を務めた経験による。読者対象は、廟堂における「将相」＝將軍・宰相で、支配層の頂点部分である。養浩の立場によつて書き分けられ、対象とする読者＝官吏も異なり、本来、地方官から中央政府へと段階を昇るように配置されていた原書の構成を安岡が自己の関心に沿つて改編したものが『為政三部書』である。

安岡は、日本が侵略統治していた朝鮮半島や中国大陸の「政教」従事者、植民地の支配層から、「日本人の政治の失敗・役人や商人の墮落の話を聞かされて」いた。「こ

の傾向を何とか挽回する方策が無いのか」と、『為政三部書』の訳註・出版を思い立ったという。

初版のうち、一〇〇〇部を軍部に寄付したところ、大変な好評を得た。やがて、「参謀本部の有末中将や永井大佐から、現地の将校や有志に大いに読ませたいので、もつと寄付してくれるか、でなければ軍で刷らせてくれ」という旨の打診があり、安岡は軍による出版を承諾したという。⁽⁷²⁾「有末中将」とは、有末精三のことで、一九四二年に参謀本部の第二課長となつている。中将への昇進は、敗戦が近づいた四五年三月である。「永井大佐」とは永井八津次で、四三年七月に参謀本部謀略課長となつている。安岡版『為政三部書』は太平洋戦争下において、軍による植民地統治のための心得として流布されたのである。

『牧民心鑑』も戦時下に着目された。漢学者・林秀一は一九四〇年、「戦局はいよいよ拡大して、中支から南支に及び、役人の新体制、国民の総決起がやかましく言われていた」ころ、岡山県庁から「吏道精神について、職員に講演してほしい」旨の依頼を受ける。⁽⁷³⁾そこで出会つたのが、『牧民心鑑』であり、戦時下に全訳を施し刊行す

ることを決意。完了したのが四四年一月であった。⁽⁷⁴⁾だが、戦時下のことで刊行には至らず、その後、推敲を経て戦後に刊行される。

また、太平洋戦争が始まった年、国家権力の中核である司法省調査部と秘書課において、江戸時代の法令書・仕置書の編纂が行われている。調査部では『御仕置例類集』を編纂し、秘書課では『裁許留』や『牧民心鑑』の編纂を行い、『牧民心鑑』は『素書』『律令要略』『吟味の口伝』などとともに、『司法資料』の別冊に収録され四四年に印刷配布されている。

以上、近代以降の「牧民之書」の展開を駆け足で見えてきた。書物は、著者の手を離れて、それ自体の運命を辿る。これらの書物が、近代史、あるいは、戦時下においてどのような意味をもったか、その考察は本稿の域を遙かに超える。他日を期したい。⁽⁷⁵⁾

【注】

(1) 石井紫郎『日本人の国家生活』（東京大学出版会、一九八六）。

(2) 「農書による藩政改革―『民間備荒録』と抜書『救荒余談』」

（『ナオ・デ・ラ・チーナ』第九号、二〇〇五）、「牧民官の時代―近世中後期における『牧民忠告』の展開と領主思想」（『一橋論叢』一三四・四、二〇〇五）、「近世前期・『牧民後判』の成立と「仁政」思想の確立―伊勢桑名藩主・松平定綱を事例に」（『書物・出版と社会変容』第一号、二〇〇六）、「天和の治」における將軍像と『牧民忠告諺解』―大老・堀田正俊の思想」（『書物・出版と社会変容』第三号、二〇〇七）。

(3) 「国家 statos, state, Staat」が第一義的には「国家権力機構」を指すことは政治学の初歩である。さしあたり、福田歓一『政治学史』（東京大学出版会、一九八五）一八四頁、石田雄『日本の政治と言葉』下（東京大学出版会、一九八九）一五四―一五九頁などを参照。

(4) 宮澤誠一「幕藩制イデオロギーの成立と構造」（『歴史学研究』別冊、一九七三）。のち、青木美智男・若尾政希編『展望日本歴史16 近世の思想・文化』東京堂出版、二〇〇二に収録）、深谷克己「幕藩制における村請制の特質と農民闘争」（『歴史学研究』別冊、一九七二）。のち、『増補版百姓一揆の歴史的構造』校倉書房、一九八六に収録）、同「百姓一揆の思想」（『思想』五八四、一九七三）。のち同書に収録）。なお、「仁政イデオロギー」に関する研究史の整理、および、近世国家の正統性について

- は、岩田浩太郎「正統性と世界像」(同編『新しい近世史』5) 新人物往来社、一九九六) 参照。
- (5) 書物研究の成果に関しては枚挙に暇がない。さしあたり、以下の学会誌・特集を挙げておく。特集「書物と読書からみえる日本近世」(『歴史評論』六〇五号、二〇〇〇)、特集「日本近世の書物・出版と社会変容」(『歴史評論』六六四号、二〇〇五)、特集「日本における書物・出版と社会変容」(『一橋論叢』一三四・四、二〇〇五)、『書物出版と社会変容』(第一号く第三号、二〇〇六く二〇〇七、以下続刊) など。
- (6) 『太平記読み』の時代』(平凡社、一九九九)。
若尾政希「享保く天明期の社会と文化」(大石学編『享保改革と社会変容』吉川弘文館、二〇〇三)。
- (8) 近年、「政治文化」に関する議論が盛んである。それらは、リン・ハントの『フランス革命の政治文化』(平凡社、一九八九)に影響を受けたものが多いが、むしろ、筆者が想起するのは、アーモンドとヴァーバ(G. A. Almond & S. Verba, *The Civic Culture: Political Attitude and Democracy in Five Nations*, 1963) や石田雄(『政治と文化』一九六九、『日本の政治文化』一九七〇、ともに東京大学出版会)らの古典的な定義である。
- (9) 宮澤前掲論文。
- (10) のち南原繁は、東大法科の教授となり政治学史を担当、太平洋戦争下においては、クリスチャンの立場から反戦を貫き、戦後、東大総長となった人物である。その門下からは丸山眞男を始め、福田歓一、石田雄ら数多くの政治学者を輩出している。
- (11) 丸山眞男・福田歓一『聞き書 南原繁回想録』(東京大学出版会、一九八九) 三三〜三四頁。南原の連想は、キリスト教にあるのではないか。南原は内村鑑三系の無教会派のキリシタンであった。つまり、プロテスタントの牧師、カトリックの司牧からの連想ではないか。ちなみに、司牧には、民政官⇄牧民官と司祭の両方の意味がある。
- (12) 嘉永六年(一八五三)に板行された平塚瓢斎著『牧民心鑑解』に牧頼斎が跋を寄せている。その跋のなかで、頼斎は、「嘗刊元張氏牧民忠告。頒之群司。寛政中昌平学。又判明朱子(朱逢吉) 牧民心鑑等書。徧布天下」というように、『牧民忠告』『牧民心鑑』とその訳註書が普及したことを挙げる。そして、「民惟邦本。本固邦寧。嗚呼。世之当寄重之任者。苟欲効力於邦本。則牧民之書。不可講究哉」と、それら「牧民之書」を学究すべきだと主張する。
- (13) 東洋経済史学会編『中国の歴史と経済』(中国書店、二

- 〇〇〇)。
- (14) 『羅山年譜』(『本朝通鑑』首巻、国書刊行会、一九二〇)所収。
- (15) 一橋大学附属図書館所蔵・官板『牧民心鑑』寛政一一年刊。
- (16) 前掲『羅山年譜』。
- (17) 密陽Mi-yang 韓国慶尚南道。釜山の北西約四三キロ。釜山・大邱間のほぼ中間に位置。朝鮮朝時代、太宗一五年(一四一五)に住民の請願により、「密陽都護府」と称する。現在の人口約一二万五〇〇〇人(二〇〇四年現在)。
- 近年、イ・チャンドンLee Chang-Dong監督の『密陽』の舞台となった。韓国で最も暑い地域のひとつ。日本の鳥取県安木市と姉妹都市。
- (18) 文聚・跋。なお、『牧民忠告』のテキストは、早稲田大学附属図書館所蔵の写本を使用した。
- (19) 中国本は一橋大学附属図書館所蔵・官板『三事忠告』(嘉永四年重刊本)を使用。
- (20) 以下、中国本『三事忠告』、『為政忠告』は安岡正篤・訳註『為政三部書』(明德出版社、一九八〇)、倉田信靖『三事忠告』(明德出版社、一九八八)参照。また、『牧民忠告』に関しては古林前掲論文を参照。
- (21) 国立国会図書館には、「嘉靖三十四年」一五五六年に、
- 「耽羅」すなわち済州島で板行された『牧民心鑑』が所蔵されている。また、前田育徳会尊経閣文庫と京都大学には、朝鮮版の銅活字・古活字本が所蔵されている。羅山が「既読目録」で挙げている『牧民心鑑』も、朝鮮本であった可能性がある。
- (22) 『御家譜』などによれば、この「田安」とは享保期に創設される田安家ではなく、「武州豊嶋郡田安代官町」という地名で、出生は父・定勝の屋敷とされる。
- (23) 笠谷和比古『近世武家社会の政治構造』(吉川弘文館、一九九三)。
- (24) 藤田覚「寛永飢饉と幕政」(『歴史』五九・六〇、一九八二)。松平信綱、阿部忠秋、阿部重次は老中、永井直清は上方衆、それ以外は関東衆と呼ばれ、東日本全般を担当した。この関東衆のうち、宮城和甫が大目付、神尾元勝・朝倉在重が江戸町奉行、伊奈忠治が関東郡代で、松平正綱と曾根吉次が勘定頭(勘定奉行)である。なお、関東衆には他に、勘定頭の秋元泰朝・伊丹康勝、江戸町奉行の島田利正、大目付の井上政重がいる。
- (25) 詳しくは拙稿「天和の治」における將軍像と『牧民忠告諺解』―大老・堀田正俊の思想(『書物・出版と社会変容』第三号、二〇〇七)参照。
- (26) 『吏民秘要諺解』の序では、元代の人・張養浩を誤って、

- 明代の人物としているが、この点についても密陽本の影響が考えられる。中国本の『三事忠告』の鄭瑛の跋には、「三忠告乃元齊東・張文忠公雲莊先生在_レ官時_レ著也」とある。つまり、張養浩（文忠は諡）が元代の人物であったことが明示されている。一方、密陽本の序跋には、養浩を直接、元代の人物と紹介している箇所はない。文藝と金克一の跋は、いずれも明代のものであり、文藝の跋には「去戊申冬、晋陽牧伯・驪与関公璿、始得_レ其書、刊_二于晋陽_一」と述べられている。戊申は洪武元年で、朱元璋が大都を落とし、元を滅ぼして明朝を打ち立てた年である。これらの点から指月堂は張養浩を明代の人物としてしまったのではないか。
- (27) 以下、羅山と密陽本の寛永については、阿部吉雄『日本朱子学と朝鮮』（東京大学出版会、一九六五）参照。
- (28) 吉田公平『日本における陽明学』（ペリかん社、一九九九）二九頁。
- (29) 羅山の経歴に関しては、堀勇雄『林羅山』（吉川弘文館、一九六四）参照。
- (30) 「附録 羅山年譜」『本朝通鑑』首巻（国書刊行会、一九二〇）。
- (31) 「何書物によらず、此以後新板之物、作者并板元実名、奥書為致可申候事」、すなわち、すべての出版物に奥書

- （奥付・刊記）を明示するように法で定められたのは、享保七年（一七二二）以降のことである。制定者は、大岡越前守であった（今田洋三『江戸の本屋さん』日本放送出版協会、一九七七）。
- (32) 以下、書籍目録は影印本、斯道文庫編『江戸時代書林出版目録集成』一、二、三（井上書房、一九六二〜一九六三）所収を参照。近世の書籍目録については、同書阿部隆一・解題参照。
- (33) 国会図書館所蔵・指月堂『吏民秘要諺解』。
- (34) 和島芳男『昌平校と藩学』（至文堂、一九六二）五五頁。
- (35) 児玉幸多『日本の歴史16 元禄時代』（中央公論社、一九六六）三〇五頁。
- (36) 尾藤正英『日本の歴史19 元禄時代』（小学館、一九七五）二九一頁。
- (37) 辻本雅史『近世教育思想史の研究』（思文閣出版、一九九〇）。
- (38) 深谷克己『津藩』（吉川弘文館、二〇〇二）一〇頁。
- (39) 「明君録」（『歴史をよむ』東京大学出版会、二〇〇四）。
- (40) 大隅和雄・書評「総合史としての近世思想史」（『月刊百科』一九九九年一〇月号、平凡社）。
- (41) この引用箇所は羅山本による。なお、『牧民忠告解』は、「皆設_レ主生_三祠令_一……」と訓点を振っているが、

これでは意味が通じない。

(42) 地方官が優れた統治によって民衆に思慕され、民衆の手で祭られるという事態は、日本においても近世後期の松平定信の寛政の治以降に出現する。幕領において、幕府から派遣された地方官₁₁代官が「仁政」を施すことにより、民衆により「生祠」が建てられ信仰されるのである。藤田寛はこの現象を指して「名代官の時代」としている。

(藤田「松平定信」中央公論社、一九九三)。

(43) 『民間備荒録』には、「得₁₂其書推₁₃行之₁₄、崇邑大治₁₅：深山窮谷之民、皆設₁₆主生祠₁₇令₁₈以祝₁₉其眉寿₂₀、忠告之明効有₂₁是哉₂₂」と引用されている。『民間備荒録』の訓点は、例えば『牧民忠告解』の訓点と異なる。『牧民忠告解』では「令」を県令として代名詞として捉えているが、『民間備荒録』では、「くシム」という使役動詞で捉えている。『牧民忠告解』の方が正しいと思うがそのまま引用している。

(44) 保科正之は朱子学の徒で、社会については、朱子の社会法の影響が指摘されている。

(45) ちなみに、廣瀬豊も「牧民忠告は徳川初期に於ては相当に流行し、珍重されたもので、四代將軍顧問の会津藩主保科正之などは、自費出版して各大名に寄贈したという」

(『山鹿素行全集』第一巻解説、岩波書店、一九四二)

と述べているが、依拠する史料が挙げられていない。さらに、安岡正篤も「保科正之侯などはこの書に心酔して、牧民忠告を版行し、之を各大名達に贈呈した」と述べているが(『為政三部書』明徳出版社、一九三八)、この直後に『牧民忠告解』の記事に移っているので、安岡の場合、大塚長幹の序を参照にしているらしい。

(46) 『土津靈神言行録』(神道大系編纂会編、真壁俊信・校注『続神道大系 論説編 保科正之(五)』神道大系編纂会、二〇〇五)。なお、『土津靈神言行録』については同書の真壁の解説を参照。

(47) 『土津靈神言行録』の「板倉内膳正」を「重昌」としたのは、清庵の誤解であろう。

(48) 『会津藩家世実紀』(吉川弘文館、一九七六) 寛文八年一〇月二四日の条。

(49) 同書 寛文五年九月二八日の条。

(50) 同書 寛文九年三月朔日の条。

(51) 同書 延宝三年一二月八日の条。

(52) 同書 寛文一一年五月二二日の条。

(53) 同書 寛文一二年五月二八日の条。

(54) 同書 寛文八年一〇月二四日の条。

(55) 同書同条。

(56) 元禄期以降、山崎屋市兵衛の板行物は『男色大鑑』など

浮世草子や往来物が多くみうけられるが、それ以前は仏書を扱っていた。

- (57) 請求記号「漢226 和板 19・11」。
- (58) 資料請求記号「史・職官・官箴二七」。
- (59) この点については、拙稿前掲「天明期越後長岡藩の藩政改革と農書」参照。
- (60) 若尾前掲書参照。
- (61) 若尾前掲「享保く天明期の社会と文化」。
- (62) 今泉鐸次郎他編『越佐叢書』第六卷（野島書店、一九七三）所収。
- (63) 同書三一五く三一六頁。なお、この箇所は互尊文庫所蔵本には存在しない。
- (64) 細井平洲と尾張藩の明君化に関しては、熊田雅彦「尾張藩天明改革の理念について」（『愛知学院大学文学部紀要』第二〇号、一九九〇）、小関悠一郎「『明君録』の作成と明君像の伝播・受容」（『書物・出版と社会変容』第一号、二〇〇六）。
- (65) 深谷前掲「明君録」。深谷によれば、東アジア域には「民は国の本」というような民本主義、「仁政」思想において共通する「儒教核文化」が存在したという（『江戸時代の身分願望』吉川弘文館、二〇〇六）。
- (66) 石田前掲書。「政治文化、あるいは文化一般をとりあげ
- る場合に、最も困難な課題は、その文化に固有な論理あるいは発想に内在的な理解を示しながら、同時にこれを比較可能な形で普遍的な基準の上で分析することであろう」（同書一三頁）。
- (67) 福澤諭吉『学問のすゝめ』（岩波書店、一九四二）一〇〇く一〇一頁。
- (68) 『内務省史』第一卷（地方財政協会、一九七二）八五く八七頁。ただし、この「牧民」という語は、『牧民忠告』に基づくものではなく、『管子』の牧民篇「凡そ地有つて民を牧する者、務は四時に在り、守りは倉廩に在り」を典拠としているという。なお、『管子』の牧民論に影響を受けた近世の書物に、細井平洲の『管子牧民国字解』がある。
- (69) 吉田公平『陽明学が問いかけるもの』（研文出版、二〇〇〇）二〇八く二一〇頁。
- (70) 「自由討究社趣意書」（『牧民心書』自由討究社、一九二二所収）。
- (71) 『為政三部書』は戦前、一九三八年に玄黄社から発行された。戦後は一九五七年に明德出版社から新版、一九八九年に新版第二版が発行されている。また、安岡正篤の子孫・安岡正泰による『為政三部書に学ぶ』（致知出版社、二〇〇三）も刊行されている。

(72) 新版『為政三部書』（明德出版社、一九五七）「新序」。

(73) 林前掲書「あとがき」。

(74) 同書。

(75) 現在の『牧民忠告』の状況に付言しておく、最も読ま

れているのは、安岡版『為政三部書』である。インターネットでは、『為政三部書』が政財界のリーダーシップ論として愛読され、研究会・勉強会が数多く開かれていることがわかる。政治家や会社の経営者などに根強い人気をもつ古典籍。現在の読まれ方は、『貞観政要』と同様、一種の帝王学・君主論である。出版社のキャッチ・コピー「中国元朝の初期、動乱と圧制に苦しむ人民の為に、人民の為の政治とは？また為政者のあり方とは何か！を、死を賭して忠告した名相張養浩の行政忠告書。原文を付し現代的訳注を加えた政治宝典」「政財界の指導者に警鐘を鳴らす目的で著した」とされている。また、守屋洋著『為政三部書』（PHP研究所、一九八一）の副題は「各界リーダー座右の書」となっている。

【付記】

本稿は、二〇〇七年九月一七日、一橋大学マーキュリータワー六三〇一号室で行われた日韓相互認識研究会において、同タイトルで報告したレジュメと質疑応答をもとに作

成したものである。研究会の参加者各位に、この場をかりて厚く御礼を申し上げたい。質疑では、池享氏から、『牧民忠告』における「仁政」思想と、例えば上杉鷹山らの「仁政」思想の共通点・相違点についての質問をいただいた。吉田裕氏からは、近代以降の官僚制における「牧民」思想について、『内務省史』を参照するようにとのご示唆を頂いた。糟谷憲一氏からは、密陽の位置や朝鮮の人名の誤読に関してご教示をいただいた。汗が出る話である。吉田・糟谷氏の意見は、本稿に反映させたつもりであるが、池氏の質問には十分に応えられていない。今後の課題としたい。

【附表「牧民之書」データベース】について

- ・ A表は、『牧民後判』『牧民後判国字解』『牧民忠告諺解』『吏民秘要諺解』『牧民忠告俚諺鈔』『和語牧民忠告』『牧民忠告解』『牧民心鑑解』『牧民心鑑訳解』など、『牧民忠告』『牧民心鑑』の訳註書・類書を集めた。
- ・ B表は、日本で板行・謄写された『牧民忠告』『牧民心鑑』の翻刻本・写本を集めたものである。中国本の場合、表題は『牧民忠告』であったが、備考欄で示したように、すべて『三事忠告』のうちに含まれているものである。
- ・ C表は、漢籍を集めた。

A表

番号	書名	著者	種別	巻	成立年	所蔵先	備考	調査
1	牧民後判	松平定綱	稿本	1巻	慶安2	素行文庫旧蔵	端本。後半欠。調査は斯道文庫マイクロフィルムによる。	○
2	牧民後判	松平定綱	写本	1巻	騰写年不詳	国文学研究資料館	請求記号82-84。抜書。老子経厲鈔・光明管見解と合本。	○
3	牧民後判	松平定綱	写本	1巻	騰写年不詳	早大服部	イ17-1855	○
4	牧民後判	松平定綱	写本	1巻	騰写年不詳	久松松平家	安永10年。松平定信奥書。	
5	牧民後判	松平定綱	写本	1巻	天明6騰写	久松松平家	4を松平定信の命により、豊田政教が騰写。『春の心』に活字化所収。	
6	牧民後判	松平定綱	写本	1巻	明治期の騰写力	山石叢書	元桑名藩士旧蔵。藤谷彰氏のご教示による。	
7	牧民後判国字解	関戸昌雄	写本	1巻	明治期の騰写力	山石叢書	元桑名藩士旧蔵。藤谷彰氏のご教示による。	
8	牧民後判国字解	関戸昌雄	写本	1巻	天明3	不明	富田若水旧蔵。若水は三河吉田藩士。	
9	牧民後判国字解	関戸昌雄	写本	1巻	明治18	不明	明治18年農商務省において8を騰写。『近世地方経済史料』第3巻に活字化され収録。	
10	牧民忠告諺解	山鹿素行	稿本	1巻	慶安3自跋	素行文庫	調査は斯道文庫マイクロフィルムによる。	○
11	牧民忠告諺解	林鷲峰	稿本	1巻	延宝7	内閣文庫		○
12	吏民必要諺解	指月堂	刊本	5巻	元禄8序・元禄10版行	国会	岡山学校蔵書印。「中野小左衛門・寿梓」	○
13	吏民必要諺解	指月堂	刊本	5巻	元禄8序・元禄10版行	内閣文庫	「中野小左衛門・寿梓」。浅草文庫書目に「此書、明張希孟著ス所ノ吏民必要ノ諺解ナリ。元禄八年ノ自序アリ。氏詳成ラス。同(元禄)十年刊本」とあり。	
14	牧民忠告俚諺	指月堂	刊本	5巻	享保5	京大		
15	牧民忠告俚諺	指月堂	刊本	5巻	享保5	刈谷村上	「中野小左衛門・寿梓」。	○
16	牧民忠告俚諺	指月堂	刊本	5巻	享保5	北野		
17	牧民忠告俚諺	指月堂	刊本	5巻	享保5	学書言志		
18	和語牧民忠告	山本老迂	刊本	1巻	天明6	一橋大三浦文庫	和泉屋文四郎	○
19	和語牧民忠告	山本老迂	刊本	1巻	天明6	長岡	和泉屋文四郎	○
20	和語牧民忠告	山本老迂	刊本	1巻	天明6	岡山大太原	和泉屋文四郎	
21	和語牧民忠告	山本老迂	刊本	1巻	天明6	大洲図	和泉屋文四郎	
22	牧民忠告解	樋口好古	刊本	2巻	天明6	国会	特1-2337。蔵書印。須原屋茂兵衛・山城屋佐兵衛・岡田屋嘉七・須原屋新兵衛・須原屋行七・和泉屋金右衛門・河内屋善兵衛・河内屋和助・河内屋茂兵衛・秋田屋太右衛門・風月庄左衛門・俵屋清兵衛・永楽屋東四郎。	○
23	牧民忠告解	樋口好古	刊本	2巻	天明6	国会	137-94。武智堂蔵書印。巻末の和泉屋蔵版目録なし。	○
24	牧民忠告解	樋口好古	刊本	2巻		内閣文庫	須原屋茂兵衛・山城屋佐兵衛・岡田屋嘉七・須原屋新兵衛・須原屋行七・和泉屋金右衛門・河内屋善兵衛・河内屋和助・河内屋茂兵衛・秋田屋太右衛門・風月庄左衛門・俵屋清兵衛・永楽屋東四郎	○
25	牧民忠告解	樋口好古	刊本	2巻		東洋岩崎		
26	牧民忠告解	樋口好古	刊本	2巻		岡山大池田		
27	牧民忠告解	樋口好古	刊本	2巻	天明6跋	岡山大太原	大原農書、請求記号313-69, K。永楽屋東四郎。	
28	牧民忠告解	樋口好古	刊本	2巻		九大		
29	牧民忠告解	樋口好古	刊本	2巻		京大太惣本	請求記号2-42ホ2, K。	
30	牧民忠告解	樋口好古	刊本	2巻		神戸大		
31	牧民忠告解	樋口好古	刊本	2巻		東大	須原屋茂兵衛・山城屋佐兵衛・岡田屋嘉七・須原屋新兵衛・須原屋行七・和泉屋金右衛門・河内屋善兵衛・河内屋和助・河内屋茂兵衛・秋田屋太右衛門・風月庄左衛門・俵屋清兵衛・永楽屋東四郎	○
32	牧民忠告解	樋口好古	刊本	2巻	天明6跋	都立中央	後印。	
33	牧民忠告解	樋口好古	刊本	2巻	天明6跋	東北大狩野	東都書物問屋・尾州名古屋永楽屋東四郎・江戸日本橋同出店・濃州大垣同出店。	○
34	牧民忠告解	樋口好古	刊本	2巻	天明7	宮城	名古屋永楽屋東四郎藤屋吉兵衛同刊本鈔。	

35	牧民忠告解	樋口好古	刊本	2巻		宮城	名古屋永楽屋東四郎藤屋吉兵衛同刊本鈔。	
36	牧民忠告解	樋口好古	刊本	2巻		宮城	名古屋永楽屋東四郎藤屋吉兵衛同刊本鈔。	
37	牧民忠告解	樋口好古	刊本	2巻		山口		
38	牧民忠告解	樋口好古	刊本	2巻	天明6跋	刈谷村上	須原屋茂兵衛・山城屋佐兵衛・岡田屋嘉七・須原屋新兵衛・須原屋行七・和泉屋金右衛門・河内屋善兵衛・河内屋和助・河内屋茂兵衛・秋田屋太右衛門・風月庄左衛門・俵屋清兵衛・永楽屋東四郎	○
39	牧民忠告解	樋口好古	刊本	2巻	天明7	蓬左蟹江	藤屋吉兵衛・尾張国司農長府蔵版。請求記号蟹3〇一、K ₆ 。	
40	牧民忠告解	樋口好古	刊本	2巻		舞鶴		
41	牧民忠告解	樋口好古	刊本	2巻		豊橋		
42	牧民忠告解	樋口好古	刊本	2巻		神宮		
43	牧民忠告解	樋口好古	刊本	2巻		天理		
44	牧民忠告解	樋口好古	刊本	2巻		無窮織田		
45	牧民忠告解	樋口好古	刊本	2巻		無窮真軒		
46	牧民忠告解	樋口好古	刊本	2巻		旧下郷		
47	牧民忠告解	樋口好古	刊本	2巻		旧彰考		
48	牧民忠告解	樋口好古	刊本	2巻	天明7	青森工藤	三上文庫印。茅軒印。「尾張国司農長府之蔵／尾陽藤屋吉兵衛」。書き込みあり。	○
49	牧民忠告解	樋口好古	刊本	2巻	天明7	青森工藤	藤屋吉兵衛。	
50	牧民忠告解	樋口好古	刊本	2巻	天明7	今治河野	「尾張国司農長府之蔵／尾州名古屋玉屋町藤屋吉兵衛・永楽屋東四郎印」	○
51	牧民忠告解	樋口好古	刊本	2巻	天明7	今治河野	「尾張国司農長府之蔵／尾州名古屋玉屋町藤屋吉兵衛・永楽屋東四郎印」	
52	牧民忠告解	樋口好古	刊本	2巻	天明7	射和文庫	「天明七年丁未春刊行 尾張国司農長府之蔵 尾州藤屋吉兵衛 永楽屋東四郎」。	
53	牧民忠告解	樋口好古	刊本	2巻	天明5序	豊田	「三州／久久平菅沼氏雪廣」印。	
54	牧民忠告解	樋口好古	刊本	2巻	天明6跋	玉川大	永楽屋東四郎。寛政年間以降の後印。巻末に国学関係の出版目録あり。国学者・横井千秋関係書。請求記号W317、3-ボ、K ₆ 。	○
55	牧民忠告解	樋口好古	刊本	2巻	天明5序	蔽原町教委	上巻のみ。	
56	牧民忠告解	樋口好古	刊本	2巻	天明7	高知大	藤屋吉兵衛。請求記号311、15-H1、K ₆ 。	
57	牧民忠告解	張養浩	刊本	2巻	天明7	三春町歴民資	藤屋吉兵衛。	
58	牧民忠告解	樋口好古	写本	2巻	天明5序	秋月郷土	請求記号ニ 2／5、K ₆ 。「尾張国司農長府之蔵」の印を写す。版元名はない。「寄付・大倉種教 印」	○
59	牧民忠告解	樋口好古	写本	2巻	天明5序	著者・小川	明治期の写本。本文のみ写す。謄写者・秋田県萩原松南。	
60	牧民心鑑解	平塚瓢齋	刊本	2巻	嘉永6	国会	官許開版。河内屋茂兵衛。捻翠園蔵版。製本書林・河内屋藤兵衛。	○
61	牧民心鑑解	平塚瓢齋	刊本	2巻	嘉永6	内閣文庫		○
62	牧民心鑑解	平塚瓢齋	刊本	2巻	嘉永6	東洋岩崎		
63	牧民心鑑解	平塚瓢齋	刊本	2巻	嘉永6	京大		
64	牧民心鑑解	平塚瓢齋	刊本	2巻	嘉永6	滋賀大		
65	牧民心鑑解	平塚瓢齋	刊本	2巻	嘉永6	早大		
66	牧民心鑑解	平塚瓢齋	刊本	2巻	嘉永6	東北大狩野	河内東四郎・須原屋茂兵衛・山城屋佐兵衛・須原屋新兵衛・山城屋政吉・英文蔵・丁字屋平兵衛・岡田屋嘉七・和泉屋吉兵衛・河内屋茂兵衛版印。河内屋茂兵衛蔵版。	○
67	牧民心鑑解	平塚瓢齋	刊本	2巻	嘉永6	竜谷		
68	牧民心鑑解	平塚瓢齋	刊本	2巻	嘉永6	福井松平	空色の表紙。	○
69	牧民心鑑解	平塚瓢齋	刊本	2巻	嘉永6	刈谷村上		
70	牧民心鑑解	平塚瓢齋	刊本	2巻	嘉永6	成田		
71	牧民心鑑解	平塚瓢齋	刊本	2巻	嘉永6	無窮平沼		
72	牧民心鑑解	平塚瓢齋	刊本	2巻	嘉永6	旧浅野		
73	牧民心鑑解	平塚瓢齋	刊本	2巻	嘉永6	延岡内藤家		
74	牧民心鑑解	平塚瓢齋	刊本	2巻	嘉永6	学書言志		
75	牧民心鑑解	平塚瓢齋	刊本	2巻	嘉永6	玉川大	河内屋茂兵衛他。請求記号W310-ボ、K ₆ 。	○

76	牧民心鑑解	平塚瓢齋	刊本	2巻	嘉永6	宮城図	大坂群玉堂・河内屋茂兵衛同重印。	
77	牧民心鑑解	平塚瓢齋	刊本	2巻	嘉永6	作新館	「諸家蔵書并作新館蔵書」「黒羽藩庫御蔵書目録」	
78	牧民心鑑解	平塚瓢齋	刊本	2巻		稽古有文館		
79	牧民心鑑解	平塚瓢齋	刊本	2巻		稽古有文館		
80	牧民心鑑解	平塚瓢齋	刊本	2巻	嘉永6	岡山大大原	河内屋藤兵衛	
81	牧民心鑑解	平塚瓢齋	刊本	2巻	嘉永6	佐賀県国鍋島	請求記号鍋991 563, K	○
82	牧民心鑑解	平塚瓢齋	刊本	2巻	嘉永6	著者・小川	「磐城国巨理駅環翠園書蔵印」上巻のみ所蔵。	○
83	牧民心鑑訳解	長井旌峨	刊本	2巻	嘉永6	国会	扉の刊行年、成美堂蔵版以外の刊記なし。森氏蔵書印。	○
84	牧民心鑑訳解	長井旌峨	刊本	2巻	嘉永6	内閣文庫		○
85	牧民心鑑訳解	長井旌峨	刊本	2巻	嘉永6	内閣文庫		○
86	牧民心鑑訳解	長井旌峨	刊本	2巻	嘉永6	東洋岩崎		
87	牧民心鑑訳解	長井旌峨	刊本	2巻	嘉永6	東博		
88	牧民心鑑訳解	長井旌峨	刊本	2巻	嘉永6	大阪市立大福田		
89	牧民心鑑訳解	長井旌峨	刊本	2巻	嘉永6	京大		
90	牧民心鑑訳解	長井旌峨	刊本	2巻	嘉永6	滋賀大		
91	牧民心鑑訳解	長井旌峨	刊本	2巻	嘉永6	早大		
92	牧民心鑑訳解	長井旌峨	刊本	2巻	嘉永6	高知		
93	牧民心鑑訳解	長井旌峨	刊本	2巻	嘉永6	長野		
94	牧民心鑑訳解	長井旌峨	刊本	2巻	嘉永6	福島		
95	牧民心鑑訳解	長井旌峨	刊本	2巻	嘉永6	松江		
96	牧民心鑑訳解	長井旌峨	刊本	2巻	嘉永6	刈谷村上		
97	牧民心鑑訳解	長井旌峨	刊本	2巻	嘉永6	尊経閣	扉の刊行年、成美堂蔵版以外の刊記なし。	○
98	牧民心鑑訳解	長井旌峨	刊本	2巻	嘉永6	茶図成篁		
99	牧民心鑑訳解	長井旌峨	刊本	2巻	嘉永6	無窮真軒		
100	牧民心鑑訳解	長井旌峨	刊本	2巻	嘉永6	伝習館高		
101	牧民心鑑訳解	長井旌峨	刊本	2巻	嘉永6	津山郷土愛山	「鶴山樓圖書記」印。	
102	牧民心鑑訳解	長井旌峨	刊本	2巻	嘉永6	宮城図	成美堂。江戸出雲寺万次郎。重印。	
103	牧民心鑑訳解	長井旌峨	刊本	2巻	嘉永6	宮城図	成美堂	
104	牧民心鑑訳解	長井旌峨	刊本	2巻	嘉永6	北海道大	成美堂。札幌農学校旧蔵。電子データに中村藩版とあり。	
105	牧民心鑑訳解	長井旌峨	刊本	2巻	嘉永6	石川県図鑄石	請求記号31-44, K。	
106	牧民心鑑訳解	長井旌峨	刊本	2巻	嘉永6	伝習館高対山	請求記号十八-三三, K。	
107	牧民心鑑訳解	長井旌峨	刊本	2巻	嘉永6	長野中野山田家	若尾政希氏の協力による。	○
108	牧民心鑑訳解	長井旌峨	刊本	2巻	嘉永6	誠心堂書店目録		
109	牧民要語	田理纂	写本	1巻	享保7	国会	農譚藪の付録。松山文庫印。由井氏蔵書印。	○
110	牧民類聚論	垣塚東犀	写本			熊本大北岡		
111	牧民総覧	垣塚東犀		3巻		不明	近世漢学者著述目録大成。	
112	牧民忠告鈔	大島半隠	不明			不明		
113	牧民金鑑	荒井顯道	写本	25巻	嘉永6	国会		
114	牧民金鑑	荒井顯道	写本	25巻	嘉永6	東北大		
115	牧民金鑑	荒井顯道	写本	25巻	嘉永6	神宮	抜書力。1冊。	
116	牧民金鑑	荒井顯道	写本	25巻	嘉永6	九大		
117	牧民必要	中村信成	写本			教育大		
118	牧民必要	中村信成	写本	13巻	寛政8	尊経閣	寛政8年、自序。寛政10年、藤田貞次（貞資）朱字。「節山秘蔵」印。節山は板倉甘雨亭。内容：地方書と『牧民忠告』からの抜粋を再構成。	○
119	牧民評判記	加藤桜老				不明	近世漢学者著述目録大成。	
120	牧民要覧					岡山池田		

B表

番号	書名	著者	種別	冊数	成立年	所蔵先	備考	調査
1	牧民忠告	張養浩	刊	2巻	嘉永4	都立中央	三事忠告のうち。後印。	
2	牧民忠告	張養浩	刊	2巻	嘉永4	都立中央	三事忠告のうち。官板。嘉永5。印。	
3	牧民忠告	張養浩	刊	2巻	天保5	都立中央	三事忠告のうち。官板。	
4	牧民忠告	張養浩	刊	2巻	嘉永4	内閣文庫	請求記号293-87。三事忠告のうち。「官板見本」印あり。浅草文庫印。重刊本。	○
5	牧民忠告	張養浩	刊	2巻	嘉永4	内閣文庫	請求記号293-82。三事忠告のうち。官板。重刊本。	○
6	牧民忠告	張養浩	刊	2巻	天保5	内閣文庫	三事忠告のうち。293-0001。官板。明治。印。	○
7	牧民忠告	張養浩	刊	2巻	天保5	内閣文庫	請求記号・史83-10。三事忠告のうち。官板。	○
8	牧民忠告	張養浩	刊	2巻	天保5	新城牧野	三事忠告のうち。官板	○
9	牧民忠告	張養浩	刊	2巻	天保5	函館	三事忠告のうち。官板	○
10	牧民忠告	張養浩	刊	2巻	嘉永4	東北大	三事忠告のうち。重印。	
11	牧民忠告	張養浩	刊	2巻	嘉永4	東北大	三事忠告のうち。	
12	牧民忠告	張養浩	刊	2巻	嘉永4	金沢	三事忠告のうち。官板。重刊本。嘉永5年「官板書籍発行所 御書物師 横山町 壺丁目 出雲寺万次郎」。	○
13	牧民忠告	張養浩	刊	2巻	嘉永4	米沢興譲館	三事忠告のうち。官板。重刊本。「祠司・清水彦介印」「尚志堂蔵書印」。手紙・メモあり。調査は小関悠一郎・細川歩美氏の協力による。	○
14	牧民忠告	張養浩	刊	2巻		新潟大	三事忠告のうち。	
15	牧民忠告	張養浩	刊	2巻		大阪府立中之島	三事忠告のうち。	
16	牧民忠告	張養浩	刊	2巻		大阪府立中之島	三事忠告のうち。	
17	牧民忠告	張養浩	刊	2巻		国会	862-142。三事忠告のうち。「官板五種」=辞文清公従政名言（嘉永4重刊）・三事忠告（嘉永4重刊）・牧民心鑑（嘉永5重刊）・州県堤綱・省心雜言（文政12刊）。	○
18	牧民忠告	張養浩	刊	2巻	近世前期 (推定)	東大東文研	史-職官-官箴27。260×193。訓点を施した翻刻1冊本。「水野氏記」印。底本は、彭炳序・文裝跋・金克一跋の朝鮮本。書き込みあり。また、書き込み文字の上部が欠けており、後年化粧断ちし直している。	○
19	牧民忠告	張養浩	刊	2巻	嘉永	東大東文研	三事忠告のうち。	
20	牧民忠告	張養浩	刊	2巻	嘉永	東大東文研	三事忠告のうち。	
21	牧民忠告	張養浩	刊	2巻	嘉永4	東大総	B60-3491。三事忠告のうち。官板。江戸昌平坂学問所。重刊本。「大正13年4月7日三條実憲氏寄贈」印。	○
22	牧民忠告	張養浩	刊	2巻	嘉永4	東大総	B60-3491。三事忠告のうち。官板。江戸昌平坂学問所。重刊本。野州村上氏印。南葵文庫印。島田親一蔵書印。村上蔵記印。	○
23	牧民忠告	張養浩	刊	2巻	嘉永4	東大総	B60-3495。官板。江戸昌平坂学問所。重刊本。島田氏蔵書印。南葵文庫印。	○
24	牧民忠告	張養浩	刊	2巻	嘉永4	東大総	B60-1161。三事忠告のうち。官板。官板書籍発行所・出雲万次郎。重刊本。三條氏印。「大正13年4月7日三條実憲氏寄贈」印。	○
25	牧民忠告	張養浩	刊	2巻	嘉永4	宮城県図	三事忠告のうち。重印。江戸出雲寺万次郎。	
26	牧民忠告	張養浩	刊	2巻	天保5	宮城県図	三事忠告のうち。	
27	牧民忠告	張養浩	刊	2巻	嘉永4	九大	三事忠告のうち。江戸。重刊本。	
28	牧民忠告	張養浩	刊	2巻	嘉永4	関大	三事忠告のうち。	
29	牧民忠告	張養浩	刊	2巻	嘉永4	高知大	三事忠告のうち。重刊本。	
30	牧民忠告	張養浩	刊	2巻		鹿山文庫		
31	牧民忠告	張養浩	刊	2巻	清道光13	東洋文庫	為政忠告のうち。芸葉軒。重刊本。	

32	牧民忠告	張養浩	刊	2巻		東洋文庫	三事忠告のうちカ。牧民心鑑・薛文清公從政名言などと合本。	
33	牧民忠告	張養浩	刊	2巻	清道光11	関大	為政忠告のうち。碧鮮齋。1831年。	
34	牧民忠告	張養浩		2巻		新潟大	鈔本。	
35	牧民忠告	張養浩	刊	2巻		京大人文研東方		
36	牧民忠告	張養浩	刊	2巻		京大谷村	三事忠告のうち。官板。	
37	牧民忠告	張養浩	刊	2巻	嘉永4	関大	昌平坂学問所。重刊本。牧民心鑑と合本。	
38	牧民忠告	張養浩	刊	2巻	同治7	関大	牧令書籍要10巻のうち。1861.	
39	牧民忠告	張養浩	刊	2巻	天保5	文雅堂旧蔵	三事忠告のうち。官板。	
40	牧民忠告	張養浩	刊	2巻	嘉永4	誠心堂書店目録	三事忠告のうち。官板。	
41	牧民忠告	張養浩	刊	2巻		加賀図	聖藩文庫目録。聖藩＝大聖寺藩。矢森小映子氏のご教示による。	
42	牧民忠告	張養浩	刊	2巻	嘉永4	山口大	三事忠告のうち。官板。明倫館旧蔵。	
43	牧民忠告	張養浩	刊	2巻		明倫館旧蔵	三事忠告のうち。明倫館蔵書目録による。現在所在不明。	
44	牧民忠告	張養浩	刊	2巻	天保5	尊経閣	三事忠告のうち。官板。尊経閣文庫漢籍分類目録の史部職官政法書法家書書類一に記載。同ページに無冤録・大明令など。	○
45	牧民忠告	張養浩	刊	2巻	近世前期	尊経閣	尊経閣文庫漢籍分類目録・同上箇所。「和版」とあり、翻刻本。東大東文研のうち「史・職官・官箴27」と同じ板本。	○
46	牧民忠告	張養浩	刊	2巻	嘉永4	早大	三事忠告のうち。官板。重刊本。出雲寺万次郎。	
47	牧民忠告	張養浩	刊	2巻	嘉永4	早大	三事忠告のうち。官板。牧民心鑑・薛文清公從政名言などと合本。	
48	牧民忠告	張養浩	刊			館林図	官板。秋元文庫。	
49	牧民忠告	張養浩	写	2巻	近世前期	内閣文庫	林信勝(羅山)謄写。底本は金克一の朝鮮本。表紙に「職官三号」とメモ。	○
50	牧民忠告	張養浩	写	2巻		九大		
51	牧民忠告	張養浩	写	2巻	道光11	国会	179-145。為政忠告。尹氏碧鮮齋序。「明治29年1月23日陸軍戦利品整理委員交付」。	○
52	牧民忠告	張養浩	写	2巻	近世前期	島原松平	「尚含源忠房文庫」印	○
53	牧民忠告	張養浩	写	2巻	天明8	蝸牛廬文庫		
54	牧民忠告	張養浩	写	2巻	謄写年不明	早大	朝鮮本の写本。訓点アリ。特ワ4 - 2059。訓点が近世前期の翻刻本と異なる。	○
55	牧民心鑑	朱逢吉	刊	2巻	寛政11	都立中央		
56	牧民心鑑	朱逢吉	刊	2巻	寛政11	都立中央	後印。文政6。印。官板。	
57	牧民心鑑	朱逢吉	刊	2巻	嘉永5	都立中央	官板。	
58	牧民心鑑	朱逢吉	刊	2巻	寛政11	内閣文庫	請求記号・史83-0011。官板。	○
59	牧民心鑑	朱逢吉	刊	2巻	寛政11	内閣文庫	請求記号293-0086。浅草文庫印。昌平坂学問所印。表紙に「官職」とメモ。	○
60	牧民心鑑	朱逢吉	刊	2巻	嘉永5	内閣文庫	請求記号292-0132。三上葉室印。寛政11年の重刊本。	○
61	牧民心鑑	朱逢吉	刊	2巻	慶永5	国会	862-142。官板五種。重刊。	○
62	牧民心鑑	朱逢吉	刊	2巻	嘉永5	国会	160-16。寛政11刊。嘉永5重刊。官板。	
63	牧民心鑑	朱逢吉	刊	2巻	嘉永5	東大総	M90-227。官板。江戸昌平坂学問所。重刊本。三條文庫印。「大正13年4月7日三條実憲氏寄贈」印。	○
64	牧民心鑑	朱逢吉	刊	2巻	寛政11	東大総	M90-362。官板。江戸昌平坂学問所。「敬具岡部賢兄／昭和18年8月22日／佐々木雄堂」	○
65	牧民心鑑	朱逢吉	刊	2巻	嘉永5	新潟大	重刊本。江戸昌平坂学問所。	
66	牧民心鑑	朱逢吉	刊	2巻	嘉永5	新潟大	重刊本。江戸昌平坂学問所。出雲寺万次郎。	
67	牧民心鑑	朱逢吉	刊	2巻	嘉永5	九大	重刊本。江戸出雲寺万次郎。	
68	牧民心鑑	朱逢吉	刊	2巻	嘉永5	東大東文研	重刊本。江戸昌平坂学問所。	

69	牧民心鑑	朱達吉	刊	2卷	嘉永5	東大東文研	重刊本。江戸昌平坂学問所。	
70	牧民心鑑	朱達吉	刊	2卷	嘉永5	東大東文研	重刊本。江戸昌平坂学問所。	
71	牧民心鑑	朱達吉	刊	2卷	嘉永5	府立中之島	重刊本。官板。書籍印刷発行所東都出雲寺万次郎。	
72	牧民心鑑	朱達吉	刊	2卷	天保4	宮城県図	仙台藩士・若林友輔。鈔本。	
73	牧民心鑑	朱達吉	刊	2卷	寛政11	宮城県図		
74	牧民心鑑	朱達吉	刊	2卷	寛政11	東大総	M90-182。官板。江戸昌平坂学問所。享和元年=1801、江戸日本橋・須原屋重兵衛・同長谷川庄左衛門・売弘書肆印。	○
75	牧民心鑑	朱達吉	刊	2卷	寛政11	宮城県図	享和元年。江戸長谷川庄左衛門・須原屋重兵衛同印本。	
76	牧民心鑑	朱達吉	刊	2卷	寛政11	一橋大	官板。	○
77	牧民心鑑	朱達吉	刊	2卷	寛政11	二松学舎		
78	牧民心鑑	朱達吉	刊	2卷	嘉永5	高知大	三事忠告・薛文清名言などと合本。重刊本。	
79	牧民心鑑	朱達吉	刊	2卷	嘉永5	関大	三事忠告・薛文清名言などと合本。重刊本。江戸昌平坂学問所。	
80	牧民心鑑	朱達吉	刊	2卷	嘉永5	東洋文庫	三事忠告・薛文清名言などと合本。重刊本。	
81	牧民心鑑	朱達吉	刊	2卷	嘉永5	米沢興讓館	官板。重刊本。「祠司・清水彦介印」「尚志堂蔵書印」。調査は小関悠一郎・綱川歩美氏の協力による。	○
82	牧民心鑑	朱達吉	刊	2卷		浴恩園文庫	松平定信蔵書。	
83	牧民心鑑	朱達吉	刊	2卷		不明	佐渡・修教館旧蔵。「御蔵書目録」(天保4)所載。	
84	牧民心鑑	朱達吉	刊	2卷	嘉永5	誠心堂書店	官板。	
85	牧民心鑑	朱達吉	刊	2卷	寛永11			
86	牧民心鑑	朱達吉	刊	2卷	文化6	京大谷村	須原屋茂兵衛。	
87	牧民心鑑	朱達吉	刊	2卷	嘉永5	岡山大原	官板。	
88	牧民心鑑	朱達吉	刊	2卷		加賀図	聖藩文庫目録。聖藩=大聖寺藩。矢森小映子氏のご教示による。	
89	牧民心鑑	朱達吉	刊	2卷		明倫館旧蔵	明倫館蔵書目録による。現在所在不明。	
90	牧民心鑑	朱達吉	刊	2卷	寛政11	尊経閣	尊経閣文庫漢籍分類目録の史部職官政法書法家書書類一に記載。「官板」。	○
91	牧民心鑑	朱達吉	刊	2卷	嘉永5	早大	官板。重刊本。	

C表

番号	書名	著者	種別	冊数	成立年	所蔵先	備考	調査
1	牧民忠告	張養浩	刊	2巻		立命館大	三事忠告のうち。百部叢書集成貸園叢書。	
2	牧民忠告	張養浩	刊	2巻		内閣文庫	請求記号371-41。三事忠告のうち。貸園叢書(九經古義・易例・左伝補注・左伝評・古韻標準・四声初韻・声韻考・石刻鋪叙・鳳墅殘帖・三事忠告・蒿菴閑話・談龍録)。昌平坂学問所。	○
3	牧民忠告	張養浩	刊	1巻		鹿大	三事忠告のうち。貸園叢書初集。	
4	牧民忠告	張養浩	刊	2巻		東北大	三事忠告のうち。叢書集成初編。社会科学類。	
5	牧民忠告	張養浩	刊	2巻		東北大	三事忠告のうち。百部叢書集成貸園叢書。	
6	牧民忠告	張養浩	刊	2巻		神外大	三事忠告のうち。叢書集成初編。社会科学類。官規三事忠告。	
7	牧民忠告	張養浩	刊	2巻		京都大東方	三事忠告のうち。貸園叢書。	
8	牧民忠告	張養浩	刊	2巻		京都大東方	三事忠告のうち。叢書集成簡編一千零三十二種。	
9	牧民忠告	張養浩	刊	2巻	乾隆54	国会	082-Ta164s。三事忠告のうち。貸園叢書初集。乾隆54=1789。	○
10	牧民忠告	張養浩	刊	2巻	乾隆54	国会	三事忠告のうち。貸園叢書初集。竹西屋蔵板。	○
11	牧民忠告	張養浩	刊	2巻	同治7	国会	194-1-28。為政忠告のうち。牧令書輯要・所収。	
12	牧民忠告	張養浩	刊	2巻	光緒32	東大東文研	史・職官・官箴1。為政忠告のうち。外題「元張文忠公為政忠告三種」、内題「為政忠告」。關山顧氏。石印本。	○
13	牧民忠告	張養浩	刊	2巻	光緒32	東大東文研	史・職官・官箴11。同上。	○
14	牧民忠告	張養浩	刊	2巻	清光緒14	東大東文研	大木文庫・総官箴4。為政忠告のうち。碧鮮齋本の重刊本。陳弘謀著從政遺規と同帙。	○
15	牧民忠告	張養浩	刊	2巻	同治7	東大東文研	大木文庫・総官箴44。姑蘇書局の後印本。外題「牧民忠告」、内題「元張文忠公為政忠告三種之一」とあるが、他の二種はなし。牧令全書のうちで牧令書輯・保甲書輯・劉嘉簾舫先生吏治・欽頒州県事宜と同帙。	○
16	牧民忠告	張養浩	刊	2巻		東大東文研	三事忠告のうち。貸園叢書初集。	
17	牧民忠告	張養浩	刊	2巻		東大東文研	三事忠告のうち。覆貸園叢書本。叢書集成初編。	
18	牧民忠告	張養浩	刊	2巻	清道光11	東大東文研	為政忠告のうち。歴城尹氏碧鮮齋。拋元刊本重刊。	
19	牧民忠告	張養浩	刊	2巻	乾隆54	東大総	三事忠告のうち。貸園叢書初集。竹西屋蔵板。自抱齋蔵本。	○
20	牧民忠告	張養浩	刊	2巻	近代	一橋大	為政忠告のうち。	○
21	牧民忠告	張養浩	刊	2巻		東洋文庫	三事忠告のうち。貸園叢書初集。	
22	牧民忠告	張養浩	刊	2巻		東洋文庫	三事忠告のうち。叢書集成初編社会科学類。	
23	牧民忠告	張養浩	刊	2巻		東洋文庫	為政忠告のうち。四部叢刊三編史部。	
24	牧民忠告	張養浩	刊	2巻		東洋文庫	為政忠告のうち。後印刷本。	
25	牧民忠告	張養浩	刊	2巻	清同治12	東洋文庫	為政忠告のうち。羊城書局。重刊本。張文忠公為政忠告三種之一。	

26	牧民忠告	張養浩	刊	2 卷		尊經閣	尊經閣文庫漢籍分類目録・同上箇所。目録には、「新刻牧民忠告・官途仕鑑本」とあるが、表紙題箋には「官途資鑑」とあり。「官途資鑑」13冊中の1冊。三事忠告のうち。「学」印。	○
27	牧民忠告	張養浩	写	2 卷	道光11	国会	179-145。為政忠告。尹氏碧鮮齋序。「明治29年1月23日陸軍戦利品整理委員交付」。	○
28	牧民心鑑	朱逢吉	刊	2 卷	嘉靖34	国会	朝鮮耽羅。嘉靖34=1555.	
29	牧民心鑑	朱逢吉	活	2 卷		宮内庁書陵部	朝鮮。銅活字版。	
30	牧民心鑑	朱逢吉	刊	2 卷	永楽10	尊經閣	尊經閣文庫漢籍分類目録の史部職官政法書法家書類一に記載。同ページに大明集令・大明律講解など。「朝鮮版」。序文・永楽甲申5月、崇徳県知県安成周子治、跋文永楽10(1412)年、日通喜郎平監務兼勸農兵馬団練判官威寧・金熙晦。	○

二〇〇八年一月三〇日受稿
 二〇〇八年二月二三日
をレフェリーの審査を経て掲載決定